

第3期時津町子ども・子育て支援事業計画

時津町次世代育成支援対策推進地域行動計画

時津町子どもの貧困対策計画

時津町母子保健計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

令和7年3月

時 津 町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけと期間	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の期間	3
3 国の動向	4
4 計画の策定方法	5
(1) 時津町子ども・子育て会議による計画内容の協議	5
(2) アンケート調査及びヒアリング調査の実施	5
(3) パブリックコメントの実施	5
第2章 時津町のこども・子育てを取り巻く現状	7
1 総人口と年齢3区分別人口	8
2 社会増減の推移	9
3 出生数と合計特殊出生率の推移	9
4 女性の就業率の推移	10
5 総人口と児童等人口の推計	11
(1) 総人口の推計	11
(2) 児童等人口の推計	12
6 アンケート調査からみるこども・子育て家庭の状況	13
(1) アンケート調査の実施概要	13
(2) 主なアンケート調査結果の概要	14
7 ヒアリング調査の概要	25
(1) ヒアリング調査の実施概要	25
(2) ヒアリング調査の結果概要	25
8 母子保健事業の評価	27
9 こども・子育て家庭を取り巻く課題の整理	29
(1) 保護者の就労状況と教育・保育ニーズについて	29
(2) 家庭と仕事の両立支援について	29
(3) 相談支援体制について	29
(4) 地域での子育て支援について	30
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の理念	32
2 計画の基本視点	33
3 計画の基本目標	34
4 施策の体系	35

第4章 施策の内容	37
基本目標1 すべての子育て家庭への支援の充実	38
(1) 教育・保育環境の充実	38
(2) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保	38
(3) 情報提供・相談体制の充実	39
(4) 地域における子育て支援	40
(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減	41
基本目標2 健やかに産み育てられる環境づくり	42
(1) 母子保健事業の推進	42
(2) 職業生活と家庭生活の両立の支援	44
(3) 安全・安心のまちづくりの推進	44
基本目標3 配慮の必要な子どもや家庭への支援の充実	45
(1) 障害など、特別な支援が必要な子どもの支援	45
(2) ひとり親家庭への支援	46
(3) こどもの虐待防止と貧困対策の推進	47
第5章 事業計画	49
1 教育・保育提供区域	50
2 町内の主な教育・保育施設等	50
3 幼児期における教育・保育	52
(1) 事業の概要	52
(2) 本町の現状	52
(3) 年度ごとの量の見込みと確保の方策	53
(4) 方針	56
4 地域子ども・子育て支援事業	57
(1) 利用者支援事業	57
(2) 地域子育て支援拠点事業	59
(3) 妊婦健康診査	60
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	61
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	62
(6) 子育て短期支援事業	63
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	64
(8) 一時預かり事業	65
(9) 延長保育事業	66
(10) 病児保育事業	67
(11) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)	68
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	69
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	69
(14) 子育て世帯訪問支援事業	69

(15) 児童育成支援拠点事業	70
(16) 親子関係形成支援事業	70
(17) 妊婦等包括相談支援事業	71
(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	71
(19) 産後ケア事業	72
第6章 計画の推進体制	73
1 進行管理・評価	74
2 関係機関等との連携	74
3 国・県との連携	74
資料編	75
1 計画策定組織	76
(1) 時津町子ども・子育て会議	76
(2) 時津町子ども・子育て会議委員名簿	78
2 計画の策定経過	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、少子高齢化の急速な進行、女性の社会進出に伴い共働き世帯のさらなる増加、地域のつながりの希薄化など、こども・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中、国では、平成15年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を定め、少子化対策と次代を担うこどもと子育て家庭を社会全体で支える取組を進めてきました。

しかし、少子化の進行やこども・子育て支援が質・量ともに不足していたことや待機児童の問題や仕事と子育ての両立支援に関する環境整備が不十分であったことなどを受けて、平成24年には「子ども・子育て3法」が制定され、幼児期の学校教育・保育の一体的提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することとし、市町村における子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付けました。

令和5年4月には「こども基本法」が施行され、次代の社会を担うすべてのこどもが、健やかに成長することができ、将来にわたって、幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための施策や取組が進められています。

本町では、令和2年3月に「第2期時津町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、こどもが健やかに成長することができるよう、こども・子育て支援に関する各種施策に取り組んできました。第2期計画が令和6年度をもって終了することから、社会情勢、国の動向等、本町のこどもと家庭を取り巻く状況を踏まえ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第3期時津町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

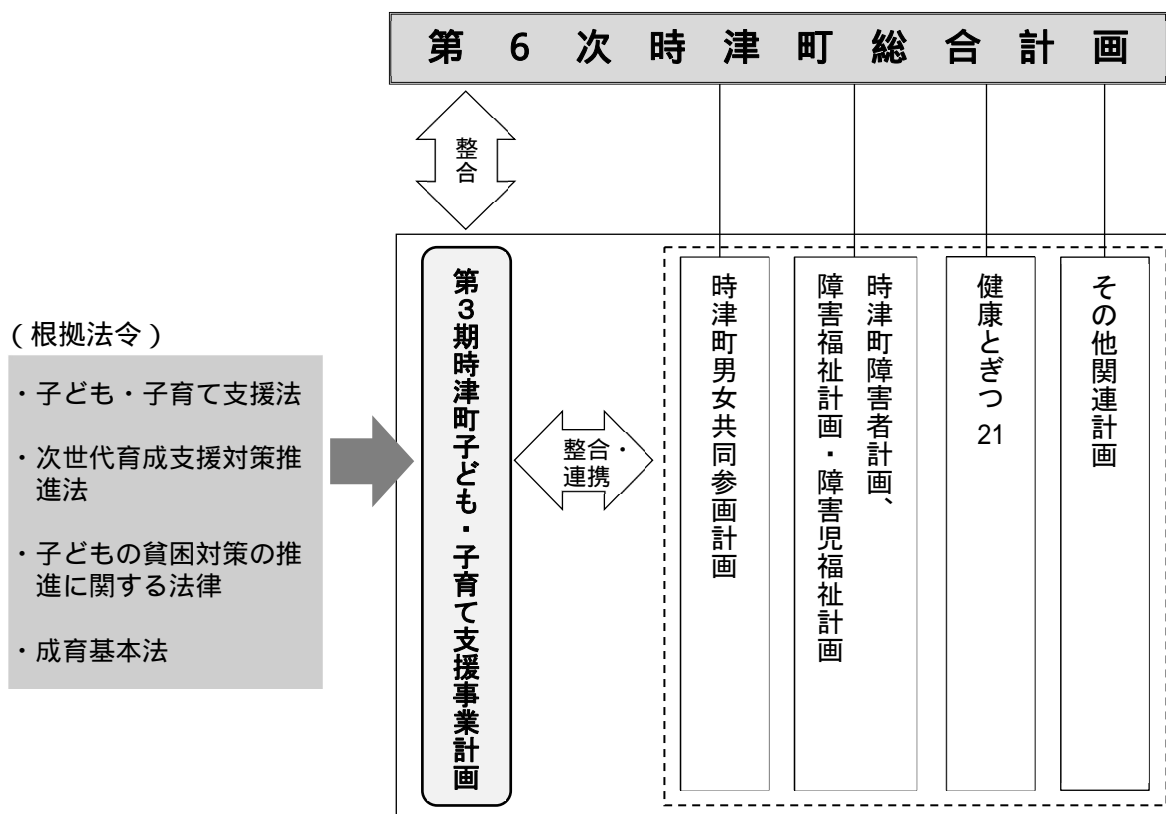
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」、「成育基本法」に基づく成育医療等基本方針（令和5年3月31日）に規定された「市町村母子保健計画」を包含しています。

本計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「第6次時津町総合計画」（令和3年6月策定）及び、健康福祉・教育等の各分野の関連計画等との整合を図っています。

【計画の位置づけ】



(2) 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

【計画の期間】

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期時津町子ども・子育て支援事業計画					第3期時津町子ども・子育て支援事業計画				

3 国の動向

第2期計画が策定されて以降、下記の表のようにこども・子育て支援に関して制度改正等が行われています。

【こども・子育て支援に関する国の動向】

時 期	概 要	説 明
令和5年 4月1日	「こども基本法」の施行	こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
令和5年 12月22日	「こども大綱」の閣議決定	こども基本法第9条に基づきこども大綱が閣議決定された。こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める。
	「こども未来戦略」の閣議決定	こども未来戦略は、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という3つの基本理念を掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。また、今後3年間の集中取組期間に「加速化プラン」において実施する具体的な施策について定めている。
令和6年 4月1日	児童福祉法の改正	児童福祉法が改正され、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能が一体となった「こども家庭センター」設置が努力義務となる。
令和6年 5月31日	「こどもまんなか実行計画」の決定	こども大綱に基づき具体的に取り組む施策については、こどもまんなか実行計画として取りまとめられており、こどもや若者の健やかな成長のための施策、少子化対策、こどもの貧困対策等、幅広いこども施策を網羅し、こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策についても、こどもまんなか実行計画に包含されている。
令和6年 6月5日	子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の成立	妊婦等包括相談支援事業やこども誰でも通園制度、産後ケア事業等、こども・子育て世帯を対象とする支援が拡充される。

4 計画の策定方法

(1) 時津町子ども・子育て会議による計画内容の協議

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「時津町子ども・子育て会議」において、計画内容の協議を行いました。

同会議は、本町のこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議する役割を担っています。

(2) アンケート調査及びヒアリング調査の実施

住民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や利用意向を把握し、計画に反映させるため、アンケート調査（13ページから24ページまで）を実施しました。

また、子育て家庭の現状や課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、関係団体にヒアリング調査（25ページから26ページまで）を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映させるため、計画素案を広く公表し、パブリックコメントを実施しました。

【期間】令和6年12月27日～令和7年1月15日



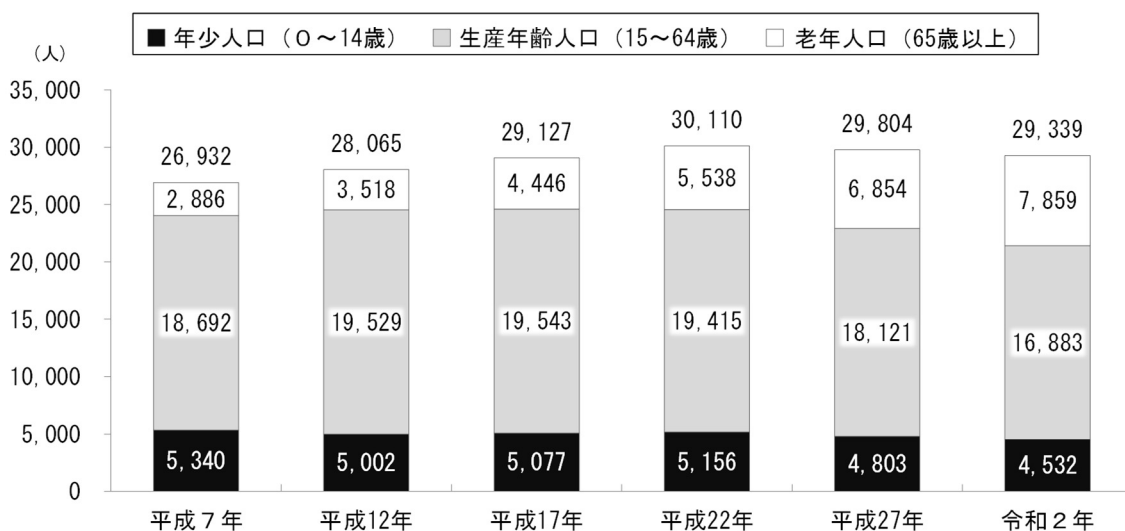
第2章 時津町のこども・子育てを取り巻く現状

1 総人口と年齢3区分別人口

総人口は平成22年まで増加していますが、平成27年以降は減少傾向となっており、令和2年は29,339人となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）が増加しており、本町においても人口減少、少子高齢化が進んでいます。

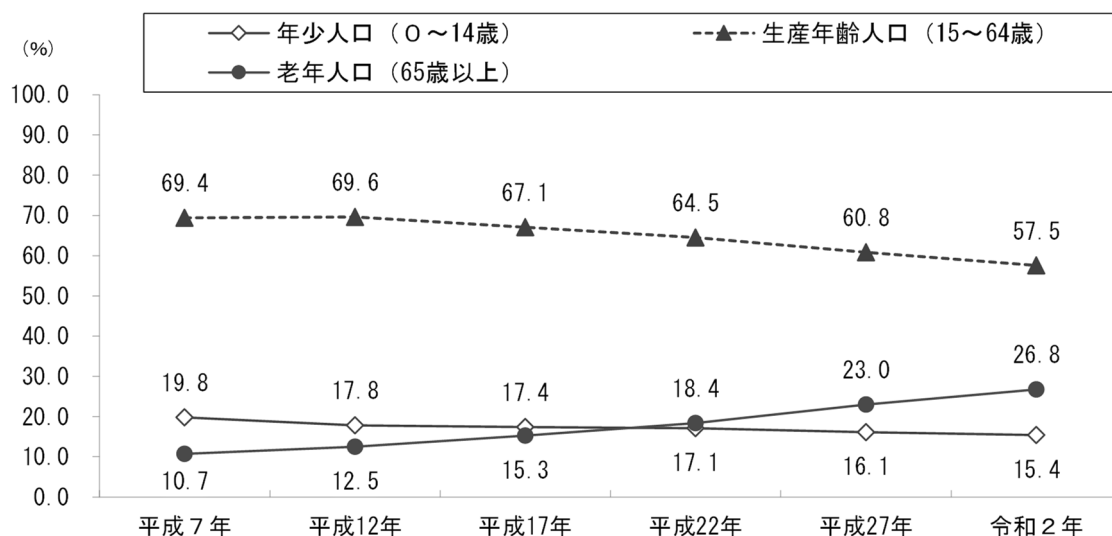
人口構成比をみると、令和2年の年少人口（0～14歳）は15.4%となっており、平成7年以降で最も低くなっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査

【年齢3区分別人口構成比の推移】

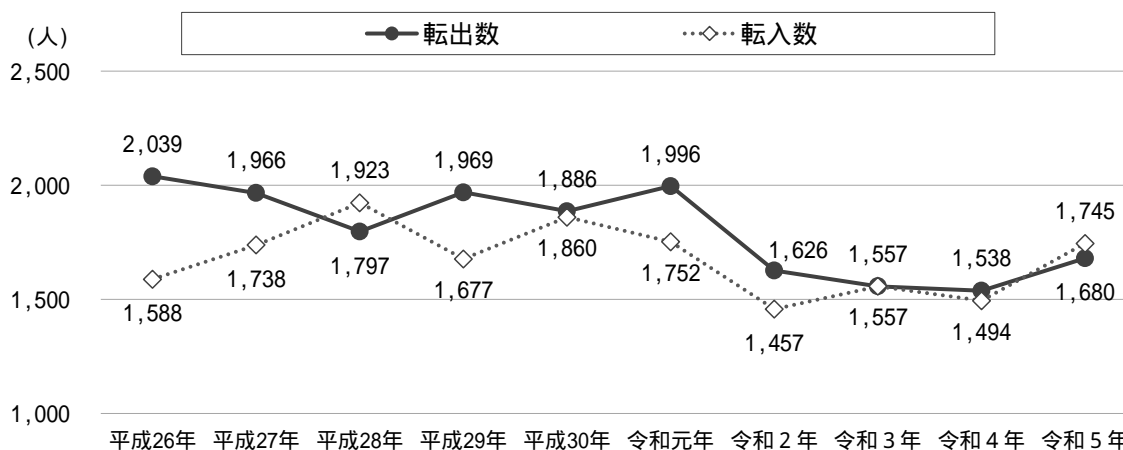


資料：国勢調査

2 社会増減の推移

社会増減の推移をみると、転出数は、令和2年以降 1,600 人前後で推移しています。また、転入数は転出数を下回っている年が多くなっていますが、令和5年で転入数が上回っています。

【社会増減の推移】



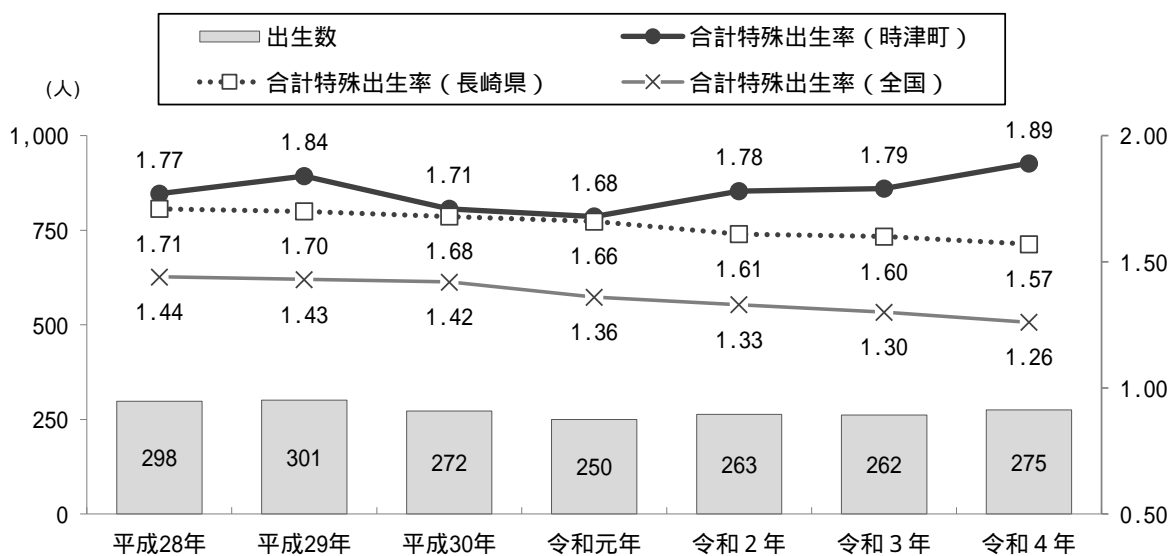
資料：住民基本台帳（各年度末）

3 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は、平成30年度以降 280 人を下回って推移しています。

本町の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むことが見込まれるこどもの数）を長崎県・全国と比較すると、県・全国の値を上回って推移しています。

【出生数と合計特殊出生率の推移】



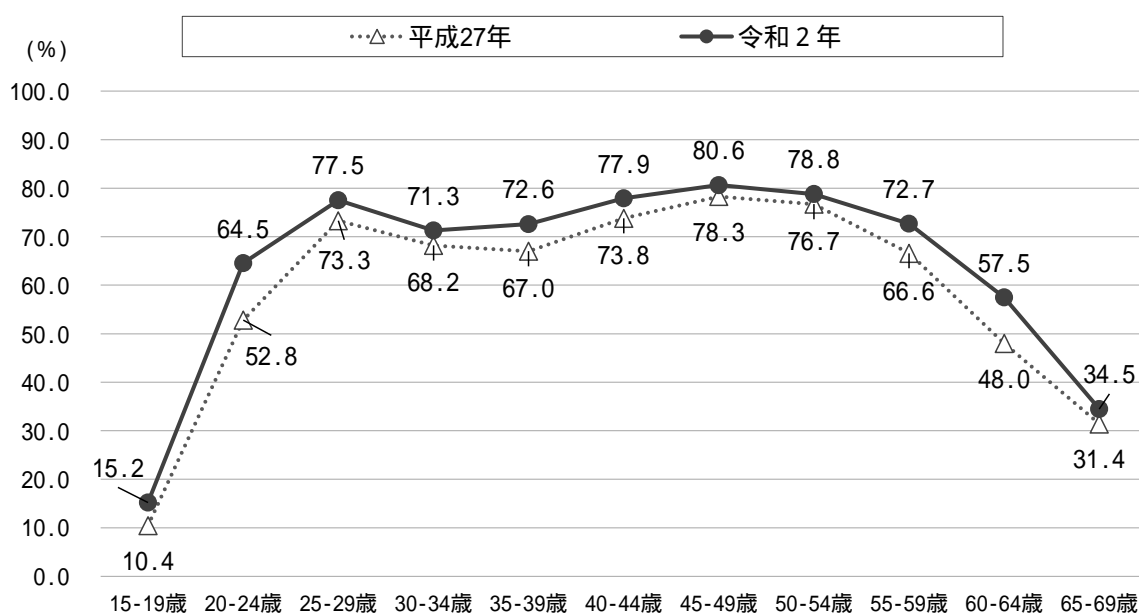
資料：長崎県衛生統計年報（人口動態編）

4 女性の就業率の推移

女性の就業率の推移をみると、平成27年と比較し、令和2年にすべての年齢階層で増加しています。グラフ全体の形でみると、「25-29歳」（77.5%）と「45-49歳」（80.6%）を左右のピークとし、「30-34歳」（71.3%）を底とするM字カーブを描いていますが、M字型の底の値は平成27年に比べ3.1ポイント高くなっており、台形へと近づきつつあります。

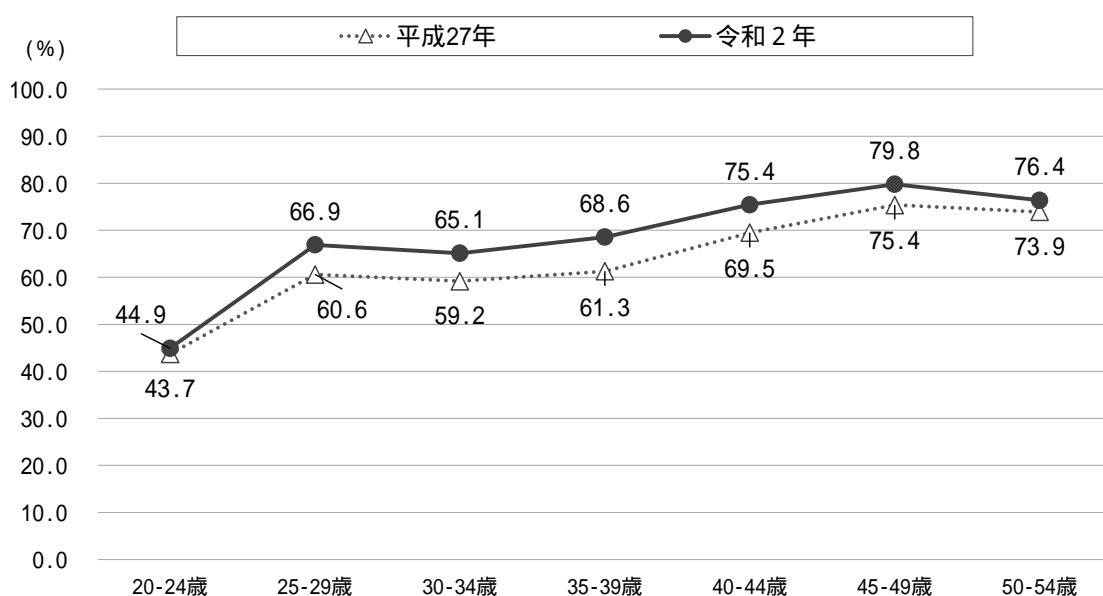
子育て期の女性（有配偶者）の就業率の推移をみると、令和2年に「20-24歳」から「50-54歳」で増加しており、特に、「35-39歳」では7.3ポイント、「25-29歳」では6.3ポイント高くなっています。

【女性の就業率の推移】



資料：国勢調査

【子育て期の女性（有配偶者）の就業率の推移】



資料：国勢調査

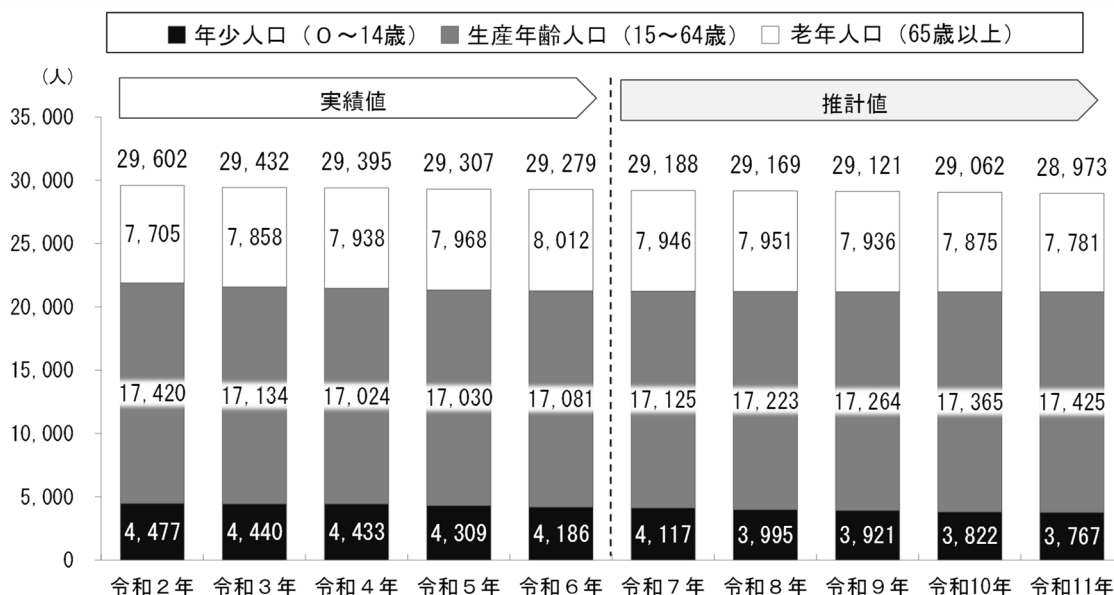
5 総人口と児童等人口の推計

(1) 総人口の推計

令和2年から令和6年の各年齢別人口（各年4月1日時点）の実績等を用いて、コーホート法（過去の年齢別・性別人口、母親の年齢階級別出生数、出生者の男女比等を用いて将来人口を算出する方法）で将来人口の推計を行っています。

総人口は、令和7年以降も横ばいで推移を続け、令和11年に28,973人になると推計されています。また、年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は令和11年で3,767人と推計され、令和6年の4,186人より419人の減少が見込まれています。一方で、生産年齢人口（15～64歳）は令和6年の17,081人から令和11年で17,425人と344人の増加が見込まれています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



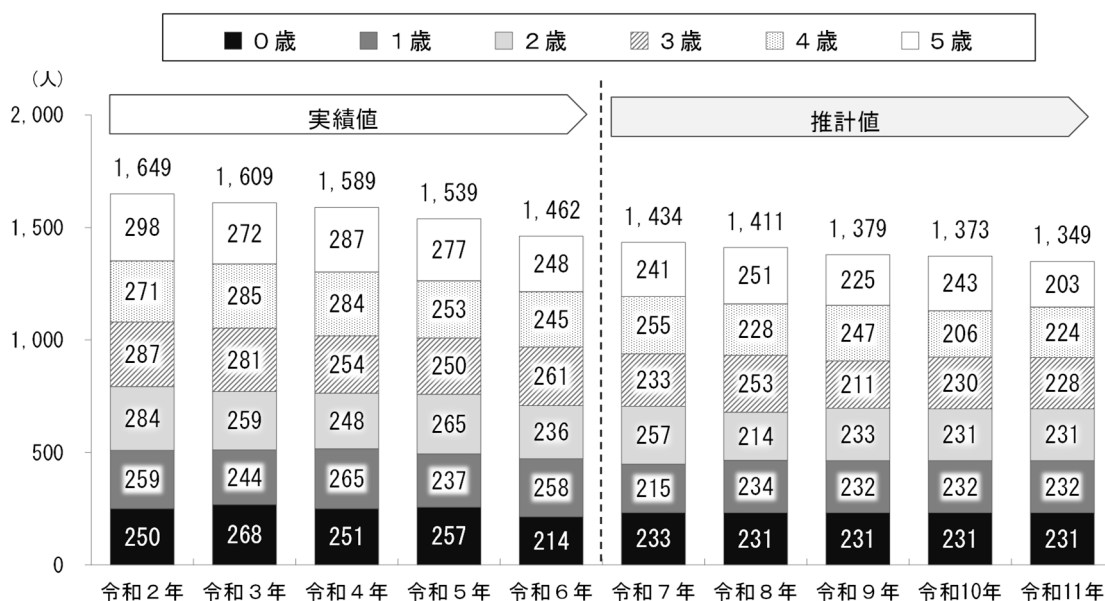
資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日）
令和7年～令和11年は推計人口

(2) 児童等人口の推計

乳幼児（0～5歳）人口は令和6年の1,462人から、令和11年で1,349人となり、113人の減少が見込まれています。

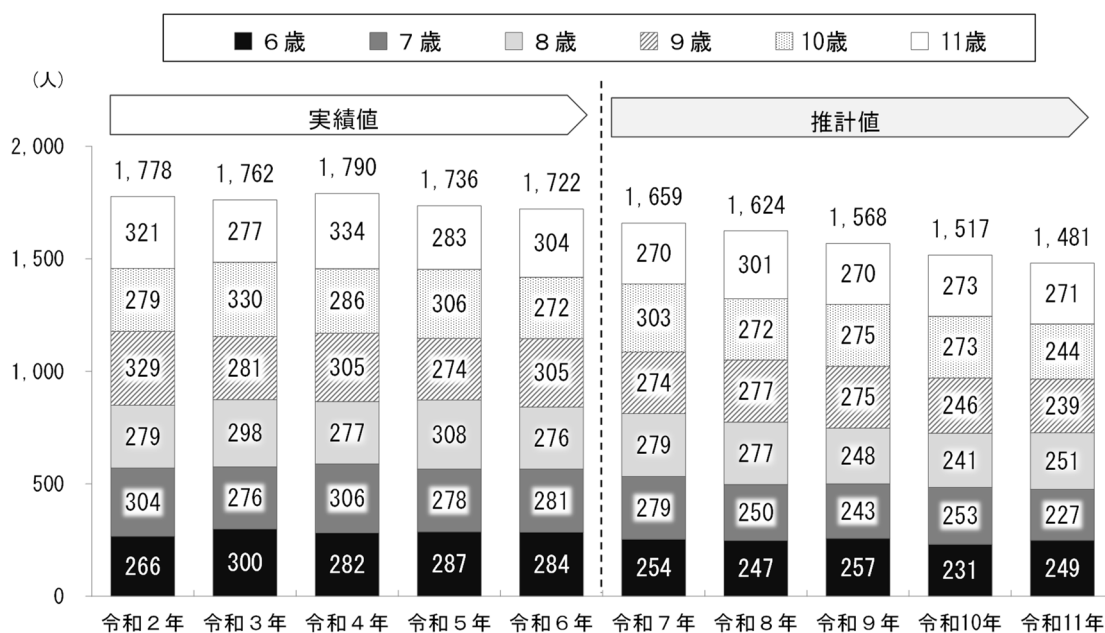
また、児童に該当する6～11歳も同様に、令和6年の1,722人から令和11年で1,481人と241人の減少が見込まれています。

【0～5歳人口の推移】



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日）
令和7年～令和11年は推計人口

【6～11歳人口の推移】



資料：令和2年～令和6年は住民基本台帳（各年4月1日）
令和7年～令和11年は推計人口

6 アンケート調査からみるこども・子育て家庭の状況

(1) アンケート調査の実施概要

アンケート調査の種類、実施方法等は次のとおりです。

【調査の種類と実施方法】

調査の種類	調査の対象者	実施方法	調査期間
未就学児童調査	未就学児童（0～6歳） の保護者	郵送による配布・ 回収	令和6年2月26日 ～3月18日
小学生児童調査	小学生児童（1～6年 生）の保護者		

【配布数と回収状況】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	回収率
未就学児童調査	1,219	559	559	45.9%
小学生児童調査	848	418	418	49.3%
総計	2,067	977	977	47.3%

(2) 主なアンケート調査結果の概要

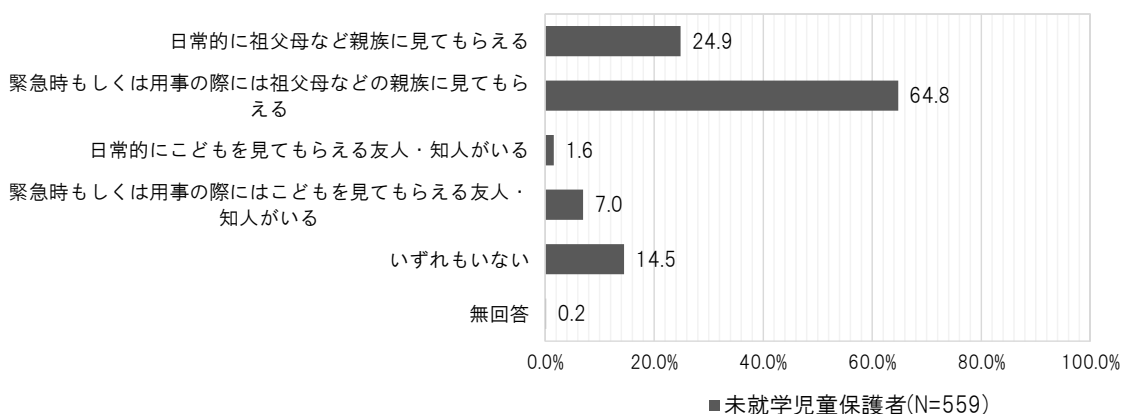
1) 子育て家庭の状況について

日頃、こどもを預かってもらえる親族や知人

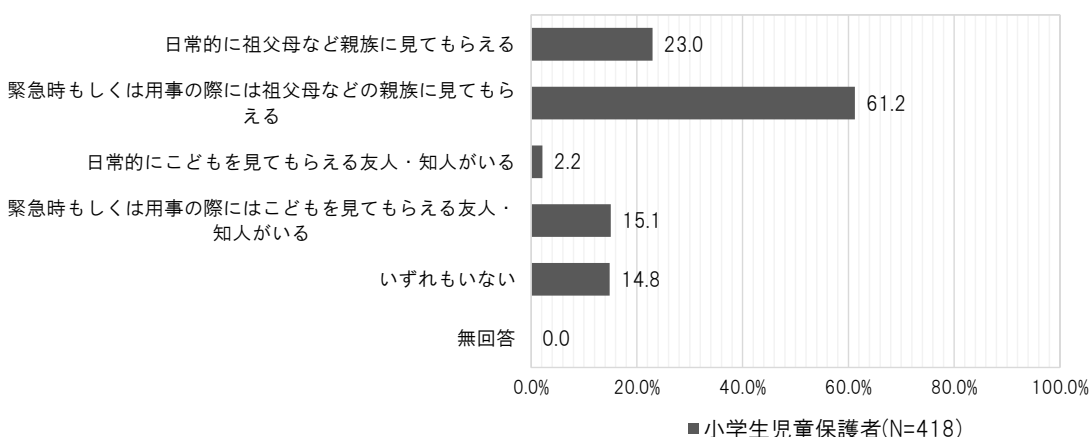
未就学児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」が64.8%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母など親族に見てもらえる」が24.9%、「いずれもない」が14.5%となっています。

小学生児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」が61.2%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母など親族に見てもらえる」が23.0%、「緊急時もしくは用事の際にはこどもを見てもらえる友人・知人がいる」が15.1%の順になっています。

【こどもを預かってもらえる親族や知人（未就学児童）】



【こどもを預かってもらえる親族や知人（小学生児童）】

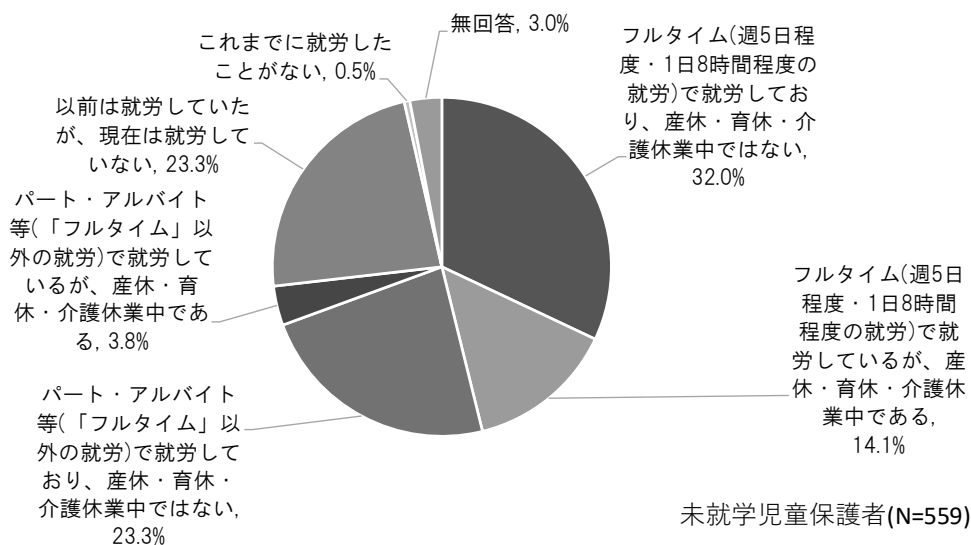


母親の就労状況

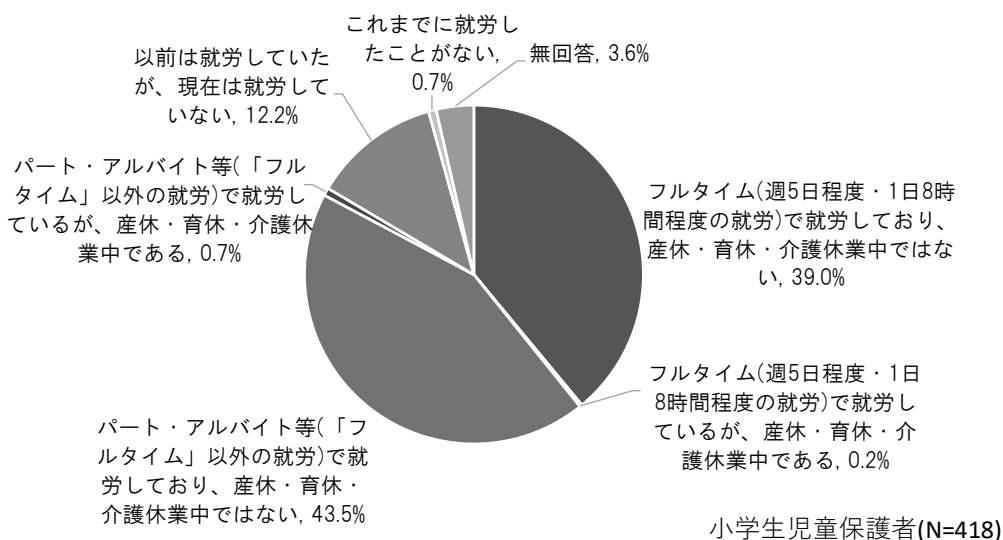
未就学児童では、「フルタイム」で就労している人は46.1%で、そのうち「産休・育休・介護休業中ではない」が32.0%と高くなっています。また、「パート・アルバイト等」で就労している人は27.1%です。

小学生児童では、「フルタイム」で就労している人は39.2%で、そのうち「産休・育休・介護休業中ではない」が39.0%となっています。また、「パート・アルバイト等」で就労している人は44.2%です。

【母親の就労状況（未就学児童）】



【母親の就労状況（小学生児童）】



第2章 時津町のこども・子育てを取り巻く現状

現状の家庭類型

未就学児童では、「フルタイム×フルタイム」が41.1%と最も高く、次いで「フルタイム×パートタイム」が25.6%、「専業主婦(夫)」が24.0%となっています。

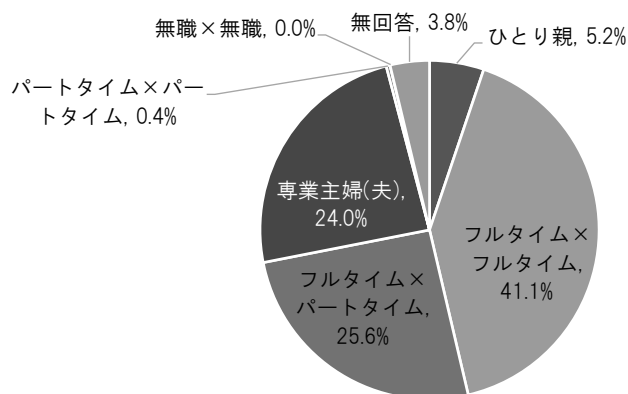
小学生児童では、「フルタイム×パートタイム」が41.1%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」が33.0%、「専業主婦(夫)」が12.4%となっています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型(就労形態の組み合わせ)を算出しています。

※アルバイトはパートタイムに含みます。

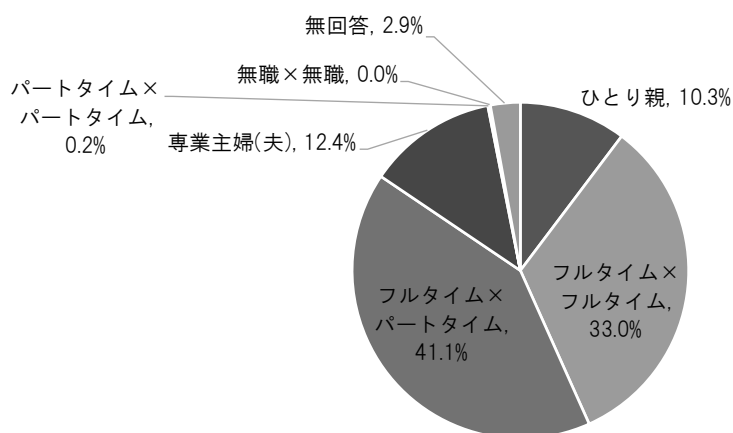
※休業中(産休・育休・介護休)は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含みます。

【現状の家庭類型(未就学児童)】



未就学児童保護者(N=559)

【現状の家庭類型(小学生児童)】



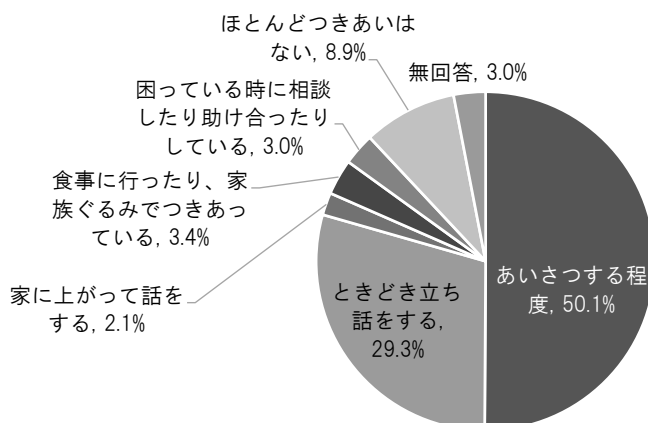
小学生児童保護者(N=418)

近所や地域の人との関わり

未就学児童では、「あいさつする程度」が50.1%と最も高く、次いで、「ときどき立ち話をする」が29.3%、「ほとんどつきあいはない」が8.9%となっています。

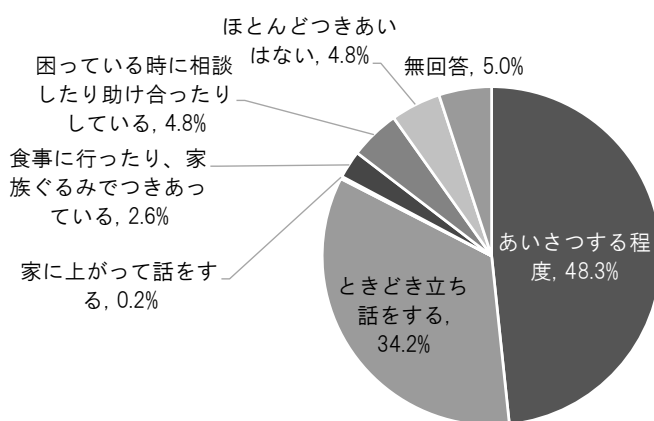
小学生児童では、「あいさつする程度」が48.3%と最も高く、次いで、「ときどき立ち話をする」が34.2%、「困っている時に相談したり助け合ったりしている」「ほとんどつきあいはない」が4.8%となっています。

【近所や地域の人との関わり（未就学児童）】



未就学児童保護者(N=559)

【近所や地域の人との関わり（小学生児童）】



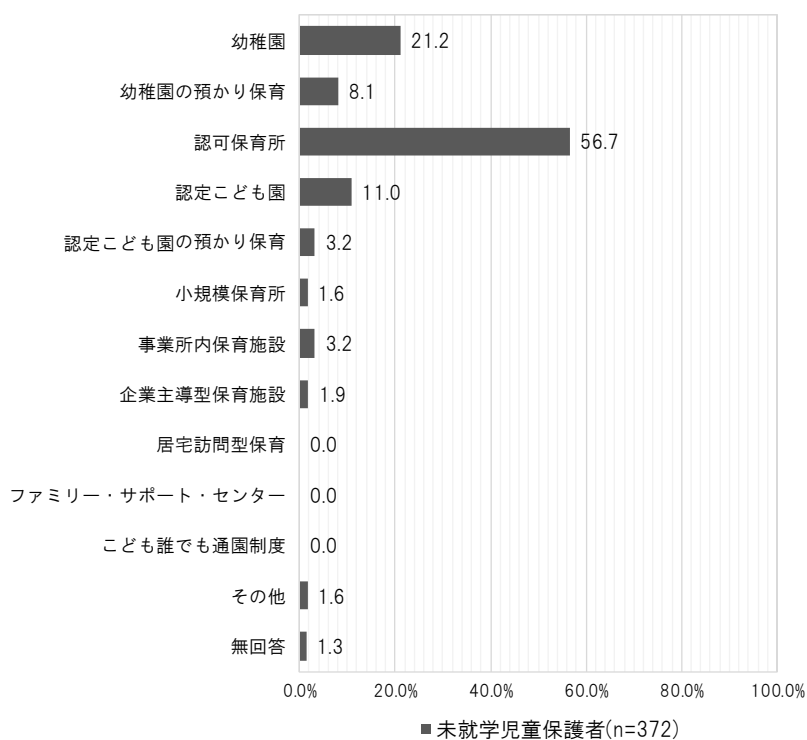
小学生児童保護者(N=418)

2) 教育・保育事業の利用状況について

現在利用している教育・保育施設

「認可保育所」が56.7%と最も高く、次いで、「幼稚園」が21.2%、「認定こども園」が11.0%となっています。

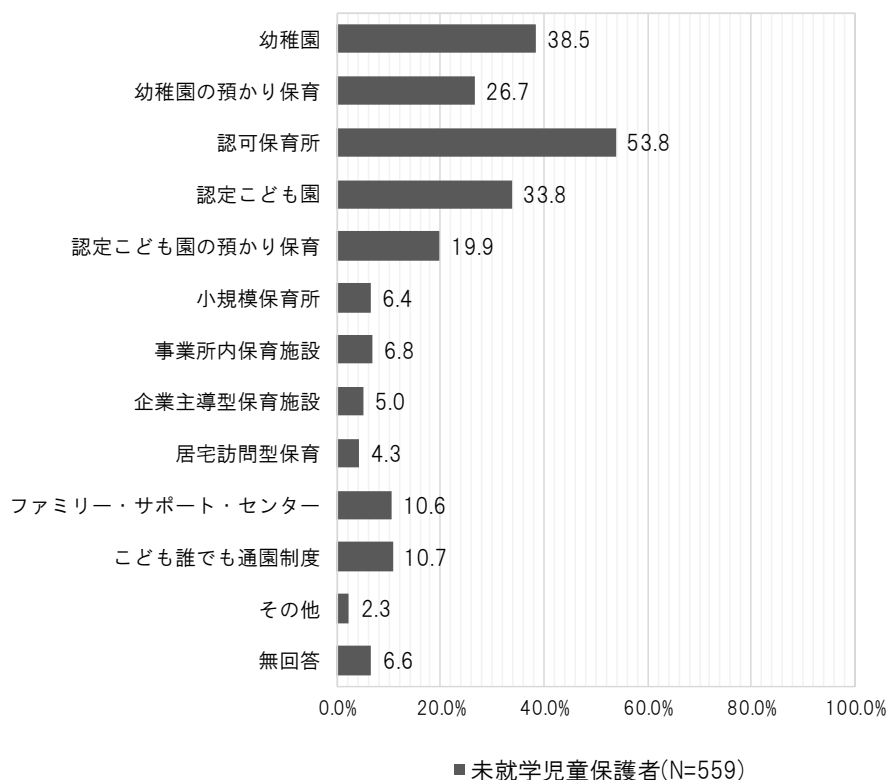
【現在利用している教育・保育事業（未就学児童）】



定期的（平日）に利用したい教育・保育事業

「認可保育所」が53.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が38.5%、「認定こども園」が33.8%となっています。

【教育・保育事業の利用意向（未就学児童）】

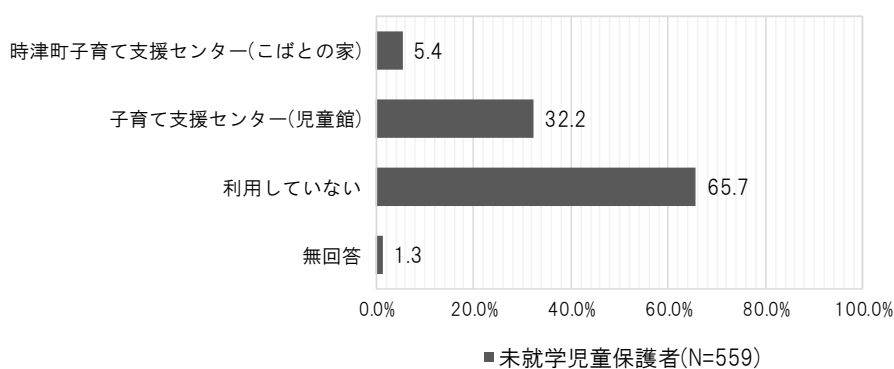


3) 地域子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用していない」が65.7%と最も高く、次いで「子育て支援センター(児童館)」が32.2%、「時津町子育て支援センター(こぼとの家)」が5.4%となっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況（未就学児童）】



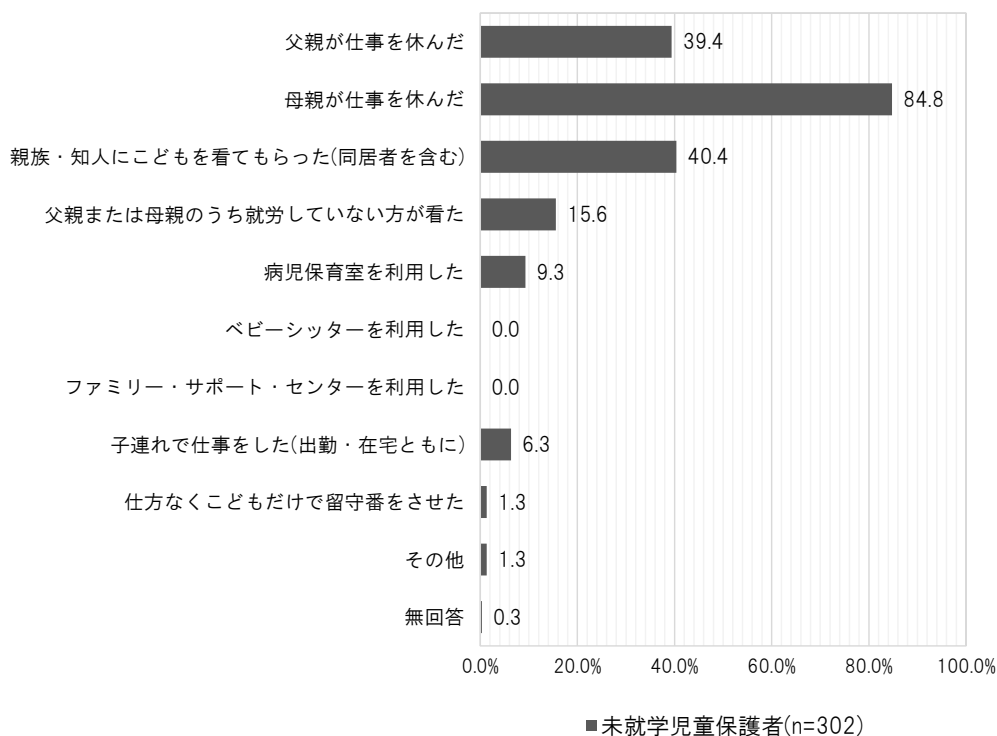
第2章 時津町のこども・子育てを取り巻く現状

こどもが病気の際の対応

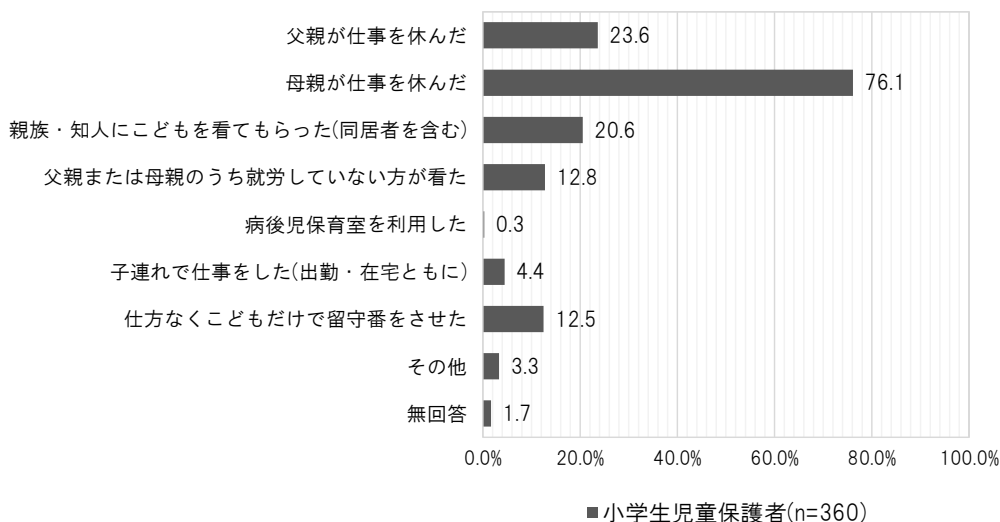
未就学児童では、「母親が仕事を休んだ」が84.8%と最も高く、次いで「親族・知人にこどもを看てもらった(同居者を含む)」が40.4%、「父親が仕事を休んだ」が39.4%となっています。

小学生児童では、「母親が仕事を休んだ」が76.1%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が23.6%、「親族・知人にこどもを看てもらった(同居者を含む)」が20.6%となっています。

【こどもが病気の際の対応(未就学児童)】



【こどもが病気の際の対応(小学生児童)】

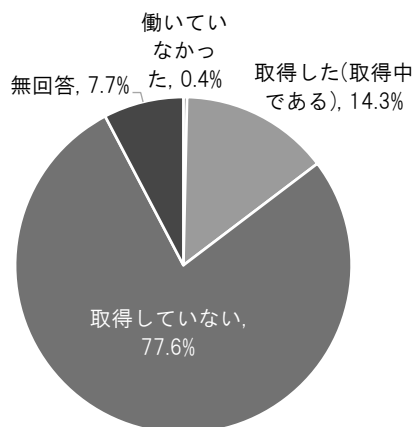


4) 職場の両立支援制度について

父親の育児休業の取得状況

未就学児童における父親の育児休業の取得状況について、「取得していない」が77.6%と最も高く、「取得した（取得中である）」が14.3%となっています。

【父親の育児休業等の取得状況（未就学児童）】



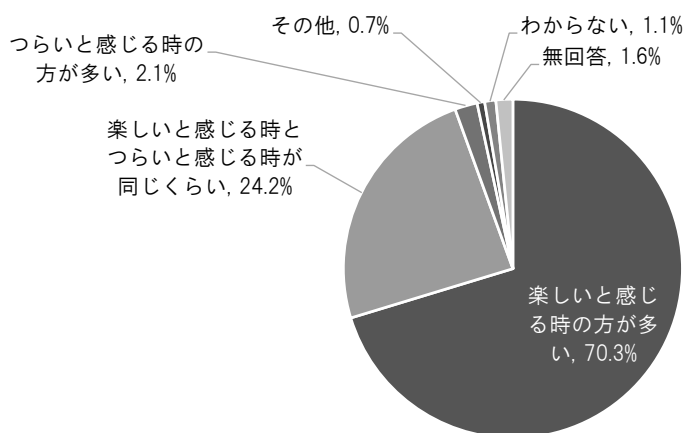
未就学児童保護者(N=559)

5) 子育てに関する意識について

子育てについて感じる事

未就学児童における子育てについて、「楽しいと感じる時の方が多い」が70.3%と最も高く、次いで「楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい」が24.2%、「つらいと感じる時の方が多い」が2.1%となっています。

【子育てについて感じる事（未就学児童）】



未就学児童保護者(N=559)

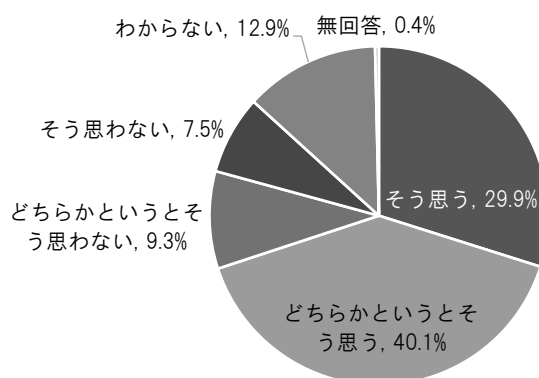
第2章 時津町のこども・子育てを取り巻く現状

子育てしやすいまちであると思うかについて

未就学児童では、「どちらかというと思う」が40.1%と最も高く、次いで、「そう思う」が29.9%、合わせて70.0%が『子育てしやすいまち』と回答しています。

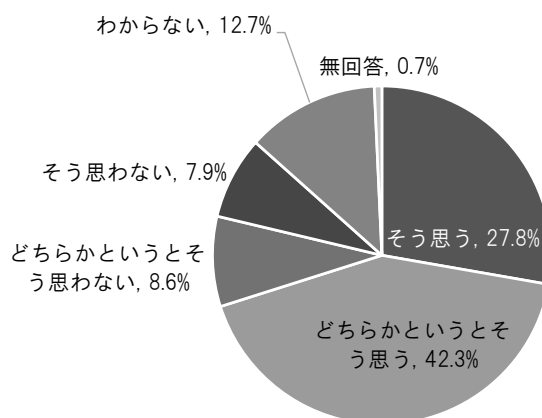
小学生児童では、「どちらかというと思う」が42.3%と最も高く、次いで、「そう思う」が27.8%、合わせて70.1%が『子育てしやすいまち』と回答しています。

【子育てしやすいまちであると思うか（未就学児童）】



未就学児童保護者(N=559)

【子育てしやすいまちであると思うか（小学生児童）】



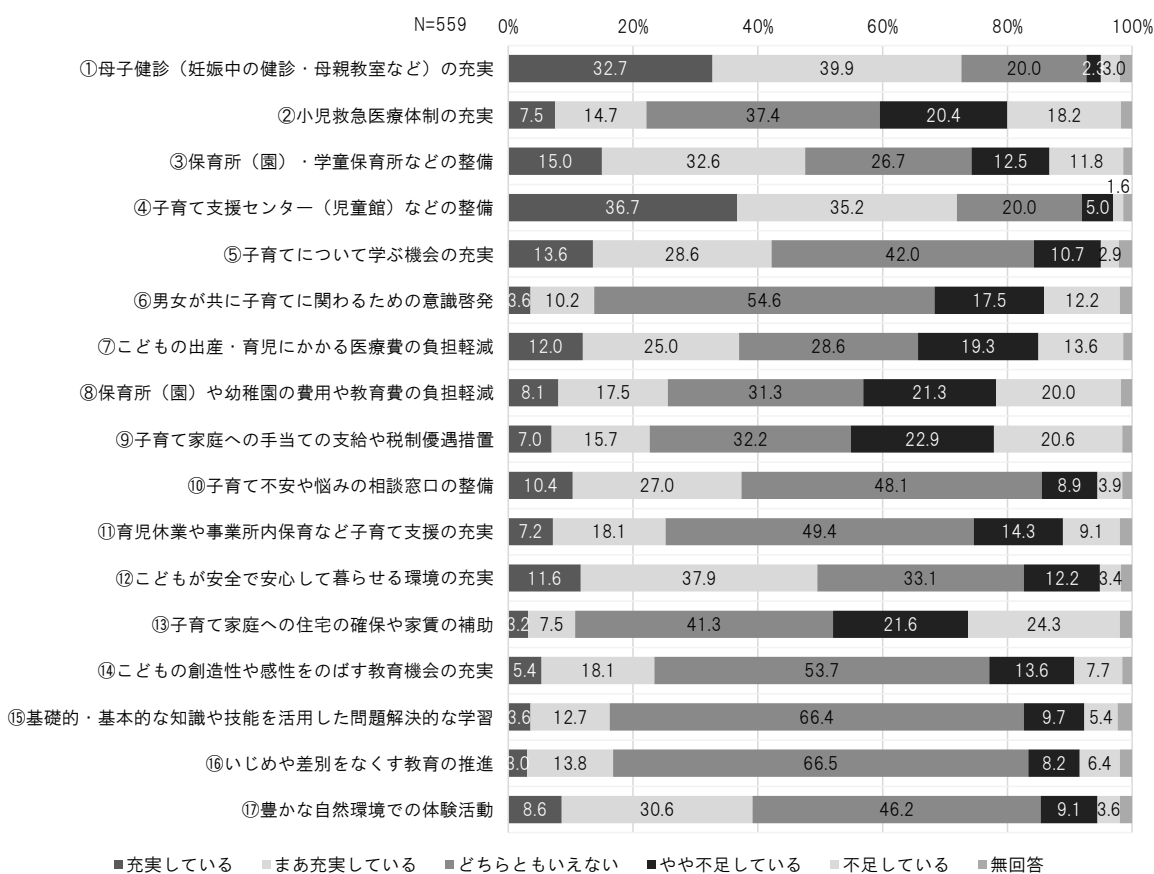
小学生児童保護者(N=418)

町の子育て環境の充実度

未就学児童では、『充実』（「充実している」と「まあ充実している」）と感じているのは、「①母子健診（妊娠中の健診・母親教室など）の充実」が72.6%と最も高く、次いで、「④子育て支援センター（児童館）などの整備」が71.9%、「⑫こどもが安全で安心して暮らせる環境の充実」が49.5%となっています。

一方、『不足』（「やや不足している」と「不足している」）と感じているのは、「⑬子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助」が45.9%と最も高く、次いで、「⑨子育て家庭への手当ての支給や税制優遇措置」が43.5%、「⑧保育所（園）や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が41.3%となっています。

【子育て環境の充実度（未就学児童）】

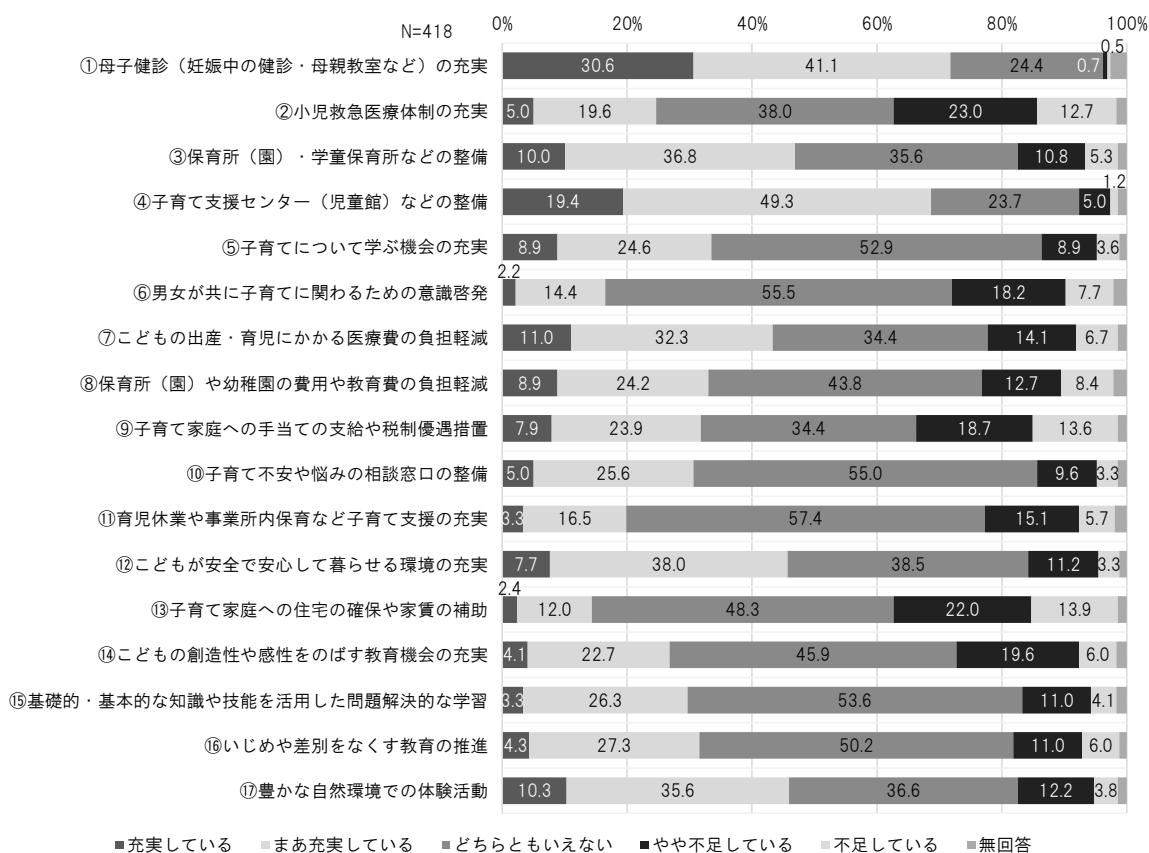


第2章 時津町のこども・子育てを取り巻く現状

小学生児童では、『充実』（「充実している」と「まあ充実している」）と感じているのは、「①母子健診（妊娠中の健診・母親教室など）の充実」が71.7%と最も高く、次いで、「④児童館などの整備」が68.7%、「③保育所（園）・学童保育所などの整備」が46.8%となっています。

一方、『不足』（「やや不足している」と「不足している」）と感じているのは、「⑬子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助」が35.9%と最も高く、次いで、「②小児救急医療体制の充実」が35.7%、「⑨子育て家庭への手当ての支給や税制優遇措置」が32.3%となっています。

【子育て環境の充実度（小学生児童）】



7 ヒアリング調査の概要

(1) ヒアリング調査の実施概要

ヒアリング調査の実施方法は次のとおりです。

【調査の実施方法】

調査日	令和6年8月5日(月)
調査実施 団体	民生委員・児童委員協議会(主任児童委員) こども家庭センター
調査方法	事前にヒアリングシートを配布し、対面にて実施

(2) ヒアリング調査の結果概要

1) こどもを取り巻く問題点や課題

こども及び子育て家庭における生活上の問題点や課題

- ・ひとり親家庭(特に母子家庭)の経済的困窮が問題となっている。
- ・父母間のDVによるこども自身の心身の発達への影響がみられる。
- ・発達障害のこどもへの理解が乏しく、学校生活に順応できず不登校になったり、二次障害を引き起こすケースがみられる。
- ・知的障害や精神障害を抱える保護者について、仕事、家事、育児の両立が難しく、家庭内の衛生環境の悪化や、育児に関する必要な対応が難しい場合がある。
- ・スマホやゲームの影響で睡眠不足になったり、不登校の原因になっていることがある。
- ・地域においては、生活困窮や児童虐待など、支援が必要なこどもの状況を把握する機会はありません。支援が必要な本人が自ら発することもないように感じる。学校からの情報提供があれば対応している。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地域行事や交流の機会が減少している。
- ・遊び場となる場所が少ないように感じる。特に、夏場は屋根付きの建物や屋内でなければ暑すぎて遊べない。

課題解決に必要なこと

- ・地域でひとり親家庭への支援を行っている団体の把握、紹介等を行うことが必要である。
- ・関係機関と連携し支援を行うことが必要である。
- ・家庭、学校、医療機関等からの必要な情報の把握及び情報提供ができる支援ネットワークの構築が必要である。
- ・障害福祉サービス等と連携した家事、育児等の支援が必要である。
- ・ウォーターフロント公園の整備や町民が集える憩いの場があれば、自然と三世代が集まり交流できるのではないかと。

2) 子育て支援について

子育て支援における現状と課題

- 月齢が2～6か月のこどもの預け先（保育施設）が町内では1園しかなく、ひとり親等の早期に仕事復帰しなければならない家庭の保護者が困っている。預かり保育やファミリー・サポート・センター事業を案内するが、利用調整（面談、マッチング等）が保護者の負担となり、利用につながっていない状況がある。
- 子育てに関するボランティアをしたいと思っても、ボランティアとして支援ができる（支援しても良い）範囲がわからない。地域の中で子育てしている人を手助けしたい気持ちはあるが、実際どのように声をかけたらよいのかわからない人は多いのではないか。
- 昔の子育てと今の子育ては変わっているため、子育てしている人が求めていることを知りたい。
- 同じ町内でも、地域によって子育て支援に格差があると感じる。こどもや子育て支援も含めた地域活動が盛んな地域とそうでない地域がある。
- 相談窓口があっても、広報紙やパンフレットを読んでいない人も多い。また、自分には関係ないと思っている人も多いのではないか。
- SNS等の普及により、外に出なくとも人と交流ができていると感じている母親が多いのではないか。母親の孤立感の感覚が以前と変わってきているように感じる。

課題解決に必要なこと

- こどもの受け入れ先の拡充が求められる。
- ファミリー・サポート・センター事業とは違った形での、支援の仕組みがあってもよいのではないか。
- こどもや子育てに関する窓口をわかりやすくすることが必要である。
- 子育て家庭に限らず孤立を防ぐための取組が必要ではないか。
- 相談までいかなくとも、気軽にお話しに行ける場所があったらよいと思う。対象を限定しない集まれる場所が増えるとよい。

8 母子保健事業の評価

第2期計画では、国が示す「健やか親子21」の3つの基盤課題（A、B、C）と2つの重点課題（①②）についての具体的な評価指標と数値目標を定め、その実現・達成に向け、取り組んできました。本町の令和6年度の実績値を把握し、評価を行いました。

また、評価については、次のように分類しています。

1	: 改善した（目標を達成した）
1	: 改善した（目標に達していないが改善した）
2	: 変わらない
3	: 悪くなっている
4	: 評価できない

全14項目のうち、目標達成は8項目、悪化したのは3項目となっています。特に、「妊娠中の妊婦の喫煙率」については、母子手帳交付時に、妊娠中の喫煙が胎児に与える影響について情報提供を行い、母児ともに健全な状態で妊娠・分娩を迎えることができるよう支援しており、取組の成果が表れています。一方で、「全出生中の低出生体重児の割合」「育てにくさを感じた時に対処できる母親の割合」については悪化しているため、引き続き、要フォロー者への電話等での指導・助言により適正体重で出生できるよう取り組むとともに、産後うつ早期発見及びハイリスク産婦への早期支援に取り組むことが必要です。

【第2期計画の目標・指標と評価】

目標・指標		ベースライン (令和2年度)	最終評価目標 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)	評価
基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策					
全出生中の低出生体重児の割合	低出生体重児	10.4% ¹	減少	11.8%	3
	極低出生体重児	0.8% ¹		1.4%	3
妊娠中の妊婦の喫煙率		2.4%	2.0%	0.5%	1
乳幼児健康診査の受診率 (未受診者率)	4か月健診	10.0%	5.0%	3.0%	1
	1歳8か月健診	5.0%	4.0%	5.0%	2
	3歳児健診	4.8%	4.0%	2.7%	1
産後うつ対策の推進		産後ケア事業の実施 産後うつスクリーニングの実施	継続	継続	1

1 令和元年実績

第2章 時津町のこども・子育てを取り巻く現状

目標・指標	ベースライン (令和2年度)	最終評価目標 (令和6年度)	実績値 (令和6年度)	評価
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策				
朝食を食べる児童・生徒の割合	98.9%	97.0%	令和2年度で 調査終了	4
適正体重を維持している小中学生の割合	96.7%	98.0%	96.8%	2
基盤課題C こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり				
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	94.5%	95.0%	95.7%	1
積極的に育児をしている父親の割合	67.0%	68.0%	93.1%	1
重点課題 育てにくさを感じる親に寄り添う支援				
育てにくさを感じた時に対処できる母親の割合	89.8%	90.0%	87.5%	3
こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合	88.0%	90.0%	90.4%	1
重点課題 妊娠期からの児童虐待防止対策				
乳幼児健診の未受診者の全数を把握する体制	未受診の状況 未把握0人	未受診の状況 未把握0人	未受診の状況 未把握0人	1

9 こども・子育て家庭を取り巻く課題の整理

(1) 保護者の就労状況と教育・保育ニーズについて

アンケート調査では、前回調査と比較して、両親ともにフルタイムで就労している割合が高くなり、認可保育所の利用意向が高まっている一方で、幼稚園の利用意向が低下しています。また、自由意見において、「希望する自宅近くの保育所に入れず育児休業を延長している」「待機が続き、働きたくても職場復帰できない」等の声があり、保育に関する需要に対して供給が不足している状況が発生しているため、需要に合った提供体制の整備が必要となっています。

(2) 家庭と仕事の両立支援について

アンケート調査では、働いている母親が増加しており、育児休業を「取得した（取得中である）」割合が前回調査より増加しています。一方で、父親の育児休業取得の割合は、前回調査より増加していますが、まだまだ低い状況です。自由意見においても、「子育てに関する職場の理解不足に関すること」「育児等の負担が母親に偏っている現状」についての声がありました。また、育児休業後の職場復帰が希望の時期より早く復帰した理由については、「希望する保育所に入るため」「経済的な理由で早く復帰する理由があった」との回答が高くなっています。

仕事と子育てを両立できる環境づくりを行うために、働き方に関する啓発や子育てに関する職場の理解促進を行うとともに、育児休業制度等の利用による経済的な負担を軽減する支援策の検討が必要です。

(3) 相談支援体制について

アンケート調査では、未就学児童の保護者の約7割が、子育てについて「楽しいと感じる時の方が多い」と回答しているものの、子育てに関して悩んでいることや気になることがある人が8割以上となっています。また、近所や地域の人との関わりについて、「ほとんどつきあいはない」と回答した割合は、小学生児童（4.8%）より未就学児童（8.9%）の方が高くなっています。身近な地域で気軽に相談できる人、場所の充実や孤立化を防ぐ取組の充実が必要です。

「時津町子育て支援センター（こぼとの家）」又は「子育て支援センター（児童館）」を利用していると回答した割合は約3割となっており、今後利用したり、利用日数を増やしたいと考えている人は約4割となっています。子育て支援センターは、相談や情報提供を受ける場であるとともに、保護者同士の交流を図ることで保護者の抱える不安や悩みを軽減、解消することができる場でもあるため、今後も利用を促進していくことが必要です。

(4) 地域での子育て支援について

ヒアリング調査の中で、「地域の中で子育てしている人を手助けしたい気持ちはあるが、実際どのように声をかけたらよいかわからない」「昔の子育てと今の子育ては変わっているため、子育てしている人が求めていることを知りたい」といった声がありました。

地域で子育て家庭を支援し、こどもの育ちを支えるという意識を高めるとともに、地域住民の主体的な子育て支援活動を推進するためには、住民に向けた子育て支援に関する情報提供や現在の子育てに関する学習の機会の充実が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

みんなで子育てを支えあい、 すべてのこどもの笑顔を守り育てるまち とぎつ

近年、我が国においては、急速な勢いで少子化が進んでいると同時に、さまざまな社会的状況や環境の変化の中で、子育てに対する不安や困難さも増えています。

本町においても、核家族化や保護者の共働きによる子育て支援に対するニーズの変化など、子育てを取り巻く状況や環境は日々変化しています。第2期計画では、「子ども一人一人を尊重し、喜びとゆとりのある子育ての応援」を基本理念として掲げ、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、地域や関係機関と連携を図りながらこども・子育て支援を推進してきました。

本計画においては、第2期計画の基本理念の方向性を継承しながら、「みんなで子育てを支えあい、すべてのこどもの笑顔を守り育てるまち とぎつ」を基本理念とし、子育て家庭への総合的な支援の充実に努め、子育てを地域ぐるみで支援する体制づくりを推進するとともに、こどもが尊重され、子育てが大切にされる社会・まちづくりを推進します。



2 計画の基本視点

本計画は、次の3つの基本視点に基づき策定しました。

1 多様な子育て支援の充実

保護者の就労状況に関わらず、すべてのこども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心してこどもを育てられるように子育て支援の充実を図ります。また、こどもの成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりやこどもの居場所づくりに地域、行政等、社会全体が連携・協力しながら取り組みます。

2 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の強化

令和6年4月に新たに設置した時津町こども家庭センターを中心に、こどもや保護者のライフステージに応じた切れ目ない支援を強化し、子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、孤立感などの解消を図ることで、妊産婦や保護者が安心して出産や子育てができ、保護者が子育てを楽しみと思えるように取り組みます。また、時津町こども家庭センターと子育て支援センター（こぼとの家・児童館）等との連携強化を図るとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整備し、児童厚生員、保育コンシェルジュ、公認心理師、社会福祉士、保健師、助産師等の各専門職が連携した、きめ細やかな支援を行います。

3 配慮が必要なこどもや家庭への支援の充実

潜在的な課題を抱えた子育て家庭も含め、配慮が必要なこどもや子育て家庭に対して、保健、医療、福祉、教育、保育等の多分野かつ多職種による連携を図りながら早期支援に努めるとともに、途切れることのないきめ細やかな相談支援体制の充実を図ります。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するために、基本視点に基づき、次の3つの基本目標を設定し、具体的な施策を推進します。

基本目標1 すべての子育て家庭への支援の充実

保護者が様々なサービスや地域の人等のサポートを受けながら子育てができるよう、子育てに悩みや不安を感じている保護者が身近な地域で、必要な情報や適切な相談支援を受けることができる環境の整備・充実を図ります。

基本目標2 健やかに産み育てられる環境づくり

こども家庭センターを中心に、母親が安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、切れ目のない継続的な支援を推進するとともに、地域社会を構成するあらゆる人が、こども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることができるよう取組を推進し、みんなで子育てを応援する社会を目指します。

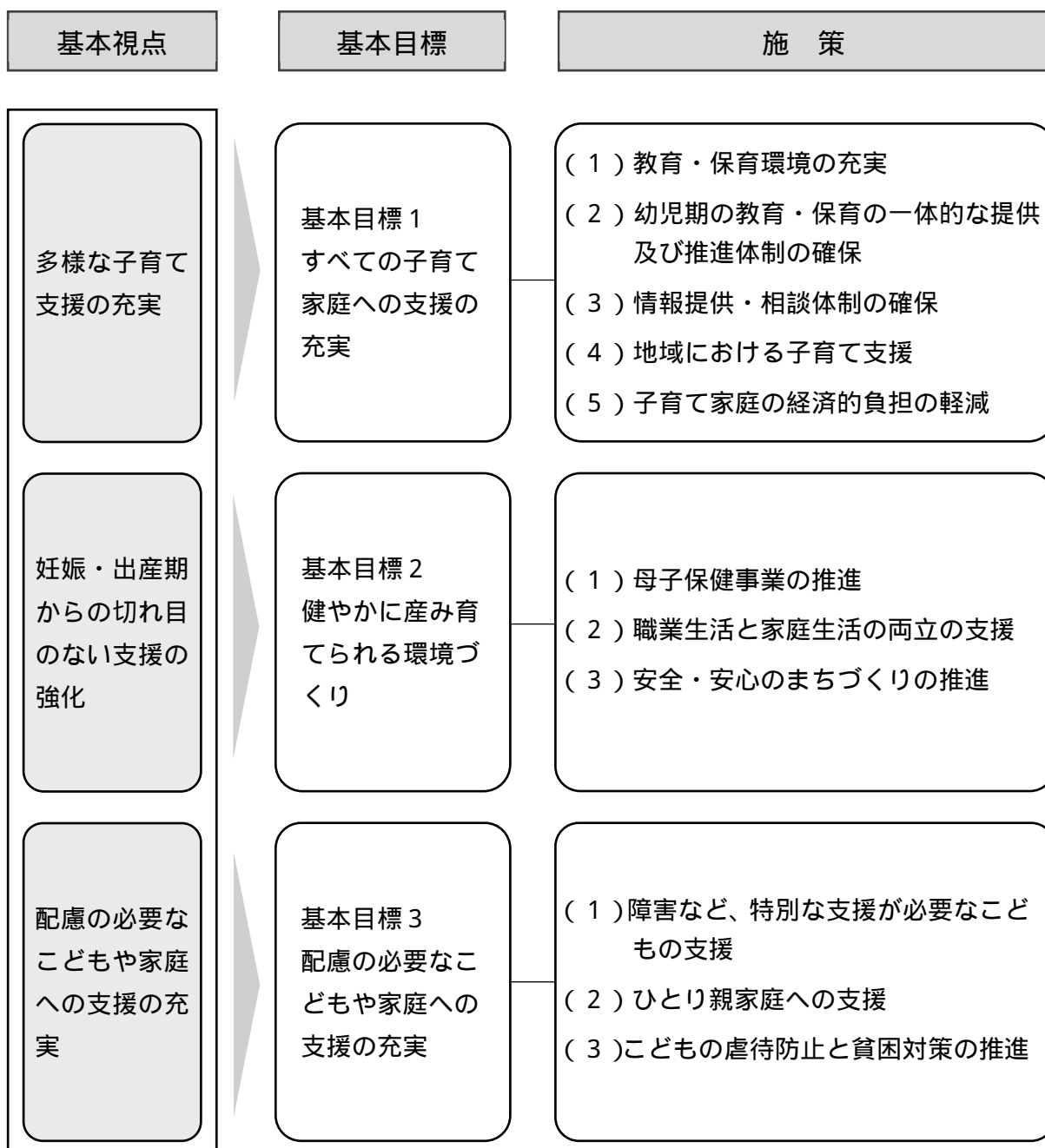
基本目標3 配慮の必要なこどもや家庭への支援の充実

児童虐待防止策の充実、こどもの貧困対策、障害児施策の充実等により、支援を必要とするこどもや子育て家庭が、住み慣れたまちで安心して暮らしていくことができるよう、一人一人に応じた支援を推進します。

4 施策の体系

基本
理念

みんなで子育てを支えあい、
すべてのこどもの笑顔を守り育てるまち
とぎつ





第 4 章 施策の内容

基本目標 1 すべての子育て家庭への支援の充実

(1) 教育・保育環境の充実

共働き世帯の増加や生活スタイル、社会環境の変化に伴い、子育て家庭のニーズは多様化しています。子育て家庭のニーズに対応するため、教育・保育事業者とともに、こどもの育ちや子育て家庭への支援に取り組みます。

取組	内容
教育・保育サービスの量的確保	「第5章 事業計画」に定める教育・保育の提供体制を確保し、多様なニーズに対応していきます。
教育・保育人材の確保	保育サービスの人材確保について、保育士等の処遇改善を検討するとともに、国や県の定住促進等の観点など、様々な方法で人材の確保に取り組みます。

(2) 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保

1) 認定こども園の普及

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟にこどもを受け入れられる施設であることから、今後もニーズが高まることが考えられるため、次のように取り組みます。

取組	内容
認定こども園の普及	教育・保育に係る利用者のニーズや事業者の意向を踏まえながら、必要に応じて既存の施設から認定こども園への移行や、新規参入に関する情報収集・情報提供等の支援を行います。

2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

質の高い教育・保育を提供するためには、幼稚園教諭や保育士の資質の向上が不可欠であるため、次のように取り組みます。

取組	内容
幼保併有資格の取得促進	認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保に向けて、幼保併用資格の取得に関する特例制度等を活用し、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けた支援を行います。
幼稚園教諭と保育士の合同研修	幼児期の教育・保育の一体的な提供に関する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催等について支援していきます。
幼稚園教諭と保育士の処遇改善	幼児期の教育・保育に携わる人材を確保するため、国や県の制度を活用し、幼稚園教諭・保育士の処遇改善に取り組みます。
特に配慮を必要とするこどもに関わる職員の資質の向上	健康状態や発達状況、家庭環境等から特に配慮を要するこどもについては、一人一人の状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。

3) 教育・保育事業相互の連携及び幼保小の連携

質の高い教育・保育を提供するためには、こども・子育て支援に関わる者同士の密接な連携が重要であるため、次のように取り組みます。

取組	内容
教育・保育施設と地域型保育事業者との連携	教育・保育施設は、こども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等と連携し、必要に応じて支援を行うものとしします。 また、原則として満3歳未満のこどもを保育する地域型保育事業により、満3歳以降も継続して適切に質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。
幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続の支援	幼・保・小・特別支援学校連絡会議を開催し、研修の機会を設けるとともに情報の共有を図ります。

(3) 情報提供・相談体制の充実

子育てについて相談しやすい体制の充実に努めます。また、子育てに関する情報が、子育て家庭だけではなく、こどもに関わっている人や子育て支援に関心のある地域住民にも広く伝わるように情報提供体制の整備に努めます。

取組	内容
教育・保育サービスに関する情報提供の充実	広報紙、ホームページ、役場の窓口、時津町子育て支援ガイドブック等で情報を提供します。
利用者支援事業	こども及びその保護者が幼稚園・認定こども園・保育所での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。
こども家庭センターの周知・利用促進	妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供等を行う機関として、こども家庭センターが活用されるよう、母子手帳交付時や広報紙、ホームページ等で周知し、利用促進を図ります。
伴走型の相談支援	助産師等が妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、妊婦・子育て家庭のさまざまなニーズに即した必要な支援につなぎます。併せて、「妊婦のための支援給付金」を支給し、妊娠期や出産・子育て期の経済的支援を一体的に実施します。
里帰り妊産婦への支援	里帰り出産を行う妊産婦等に対して、切れ目のない支援の提供が図られるよう、情報提供や、時津町と実家等との連携を促進します。

(4) 地域における子育て支援

身近な地域において、子育てに関する情報を入手したり、気軽に相談したりすることができるよう、地域の施設や組織、人材等を活用しながら子育て支援の取組を実施します。

取 組	内 容
スマイルベビーマッサージ	ベビーマッサージを通して、親子のスキンシップを楽しむとともに、乳幼児と保護者の関わりを深めながら、心身のリフレッシュを図ります。
エンジェル・パーク ちびっこパーク	体操や手遊び、工作などを親子で一緒に行い、親子のコミュニケーションを深め、また、子育て中の母親の交流を深めることを目的に実施します。
にこにこ・パーク	外部からの講師を招いてのイベント、親子の交流、保護者への子育て支援、保護者のリフレッシュメント等を目的とした内容を実施します。
はじめのいっぽ	産後のストレスが最も高い時期（第1子6か月未満）に、母親同士で集まり、ベビーマッサージやあやし歌を通じて我が子を慈しむことで、育児に対する不安を取り除き、母子が一緒にいることが幸福で楽しいこととなる土台をつくります。
スマイルマミーパーク	子育ての不安や悩みについて、参加者で話をしながら自分にあった子育ての仕方を学びます。ファシリテーターという進行役と一緒にグループや全体で講座を行う「参加者が主役」の事業です。
子育てサポート相談(室)	子育て支援センター（児童館）において、子育て家庭や妊婦の妊娠、出産、育児不安等について相談に応じています。
子育て相談ゆったりんこ	未就学児の発達について、月に1回、子育て支援センターで公認心理師が個別に相談に応じています（託児付き）。
ふわっとルーム	生後1か月～4か月頃の赤ちゃんとその保護者を対象に、あやし歌やおしゃべりをします。支援センター初心者向けの内容です。
園庭開放の実施	町内の保育所・認定こども園において、在宅児童の子育てを地域で支援することを目的に、保育所に通園していない親子に園庭を開放します。
未就園児教室・親子教室の開催	町内の私立幼稚園・認定こども園において、乳幼児や未就園児を対象に未就園児教室・親子教室を開催します。
こども誰でも通園制度の実施	令和8年度より、0歳6か月から満3歳未満の教育・保育の給付を受けていない乳幼児を月一定時間預かる事業を実施します。
民生委員・児童委員の活動促進	民生委員・児童委員及び主任児童委員の子育て家庭等に対する相談支援、援助活動を促進するため、毎月の定例会での研修や県開催の研修会へ積極的に参加するなど、個々のスキルアップを促進します。
エンジョイ！パパママ事業	地域が主体となって、地域の人と交流を図りながら父親・母親が楽しく子育てを学ぶ学習会を開催し、地域の教育力及び家庭の教育力向上を図ります。

取組	内容
地域子ども教室推進事業 (県事業)	「とぎつサタデールーム」「寺子屋とぎつ塾」「時津小学校放課後子ども教室」等を開催し、こどもの居場所づくりや教育支援の充実を図ります。

(5) 子育て家庭の経済的負担の軽減

児童手当の支給や医療費の助成により、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

取組	内容
児童手当	高校生年代までのこどもを養育している家庭に対し、児童手当を支給します。
多子世帯の経済的負担の軽減	子育てを行う多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、保育所等を同時利用する第二子以降の保育料及び第三子以降のすべてのこどもの保育料を無償化します。
こども福祉医療	こどもたちの健康の保持増進を目的とし、高校生世代までを対象に、医療機関等を受診した場合に支払う医療費(保険診療分)を現物給付助成します。
予防接種	法令で定められた定期接種を実施します。また、生後6か月から中学生までのインフルエンザ予防接種の接種費用を無償化します。

基本目標2 健やかに産み育てられる環境づくり

(1) 母子保健事業の推進

すべての妊婦・出産後の子育てをしている保護者の身体的・経済的・精神的な不安を解消し、子育てに関する情報提供の強化を図るとともに、妊婦への健康診査などの母子保健・医療体制の充実を図ります。

取組	内容
母子健康手帳の交付	妊娠届出時に、母子手帳の交付を行うとともに、出産・育児の見通しを立てるために専門職による面談を実施します。 また、母子手帳交付時に、妊娠中の喫煙が胎児に与える影響について情報提供し、母子ともに健全な状態で妊娠・分娩を迎えることができるよう支援します。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持向上を促し、安全な分娩と健康な子の出生を支援するため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査を実施します。 また、妊婦健康診査結果の把握と要フォロー者への電話等による指導・助言により、適正体重で出生できるように取り組みます。
低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図るため、委託医療機関を初回受診した際の費用の一部を助成します。
パパ・ママ学級	妊産婦及び胎児、乳児の健康の保持・増進を目的とし、専門職による講話を通して、妊産婦期の特性や子育てについて学習します。
新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見、早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を実施します。
産婦健康診査費助成事業	産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図るため、産後2週間及び1か月の2回の健診費用を助成します。
乳児一般健康診査	医療機関で乳児の健康診査の受診ができるよう委託します。
4か月児健康診査 1歳8か月児健康診査 3歳児健康診査	健康の増進を図るため、乳幼児に対し、母子保健法に基づく問診・計測・診察・保健指導を実施します。
7か月相談 10か月相談 1歳児相談 2歳3か月児相談	専門職による講話や個別相談を通して、乳幼児の発育発達について学習し、見通しをもった育児を支援します。また、離乳食の試食も実施します。
すこやか子育て相談	乳幼児の発達や接し方等の悩みについて、公認心理師による相談を行います。
お遊び教室	1歳8か月健診後のフォローの場として、育児不安や発達面に何かしらの課題を抱えている親子を対象に、専門職による講話や公認心理師による指導助言などを行います。
かかりつけ歯科医検診	歯科医療機関での幼児の歯科検診、フッ化物塗布、歯科指導を受けられるように委託するとともに、定期受診によりむし歯予防を図ります。

取組	内容
ママのほっとサロン	地域の母子保健推進員を中心に、子育て支援センター(児童館)において、育児中の親子の交流や情報交換ができる場の提供、希望者への体重測定を実施します。
ブックスタート事業	親子が絵本を通じてふれあい、絆を深めるために、町内の図書館、分館で絵本の読み聞かせや手渡しを行います。
多胎妊婦健康診査費助成事業	多胎妊婦健康診査を医療機関等で受診する者について、費用の全額または一部を助成することにより、対象者の疾病等の早期発見、早期治療に努めます。

母子保健計画における目標指標

母子保健に関する取組を推進するために、本町の現状を踏まえて評価指標と数値目標を次のように定めます。

目標・指標		ベースライン (令和6年度)	最終評価目標 (令和11年度)
妊産婦の歯科健診受診率 ¹		38.8%	維持
妊産婦の保健指導受診率 ¹		96.9%	維持
妊娠中の妊婦の喫煙率 ¹		0.5%	0.0%
妊娠中のパートナーの喫煙率 ¹		-	- ²
全出生中の低出生体重児の割合	低出生体重児	11.8%	減少
	極低出生体重児	1.4%	
乳幼児健康診査の受診率(未受診者率)	4か月健診	3.0%	2.4%
	1歳8か月健診	5.0%	4.0%
	3歳児健診	2.7%	2.2%
乳幼児健診の未受診者の全数を把握する体制		未受診の状況 未把握0人	未受診の状況 未把握0人
産後1か月時点での産後うつのハイリスク者の割合 ¹		22.2%	維持
産後ケア事業の利用率 ¹		56.0%	維持
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 ¹		95.7%	維持
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 ¹		81.5%	維持
育てにくさを感じた時に対処できる母親の割合 ¹		87.5%	90.0%
こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合 ¹		90.4%	維持
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親(問診で「いずれにも該当しない」と回答した割合) ¹		76.8%	80.0%

1 成育医療等基本方針の市町村指標

2 今後把握を行っていく監視指標とし、目標値は設定しない

(2) 職業生活と家庭生活の両立の支援

男女がともに子育てをする意識の啓発に努めるとともに、就労中又は就労を希望する保護者が、こどもと過ごす時間を確保しながら無理なく仕事を続けていくことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指します。

取組	内容
両立支援制度の情報提供	妊娠届出時や出生届出時に、妊娠中の働く女性が利用できる制度（母性健康管理指導事項連絡カード）の紹介、父親の具体的な育児参画を紹介する等、仕事と子育ての両立支援に関する情報を提供します。
両立支援制度の適切な運用への働きかけ	広く住民へワーク・ライフ・バランスについての周知啓発を行うとともに、商工会等の産業団体と協力しながら、必要な環境整備を促進する観点から事業者に対する啓発等に取り組みます。
父親の子育て参画の促進	パパ・ママ学級、家庭教育講座、父親の育児休業取得（パパ・ママ育休プラス等）の推進啓発を通じて、父親の育児への参画意識を高めます。また、パパ・ママ学級やのびのび・すくすく倶楽部などへの参加を通じて、父親としての意識を高め、スムーズに子育てへの参画ができるように支援します。
特定事業主行動計画の推進	特定事業主行動計画を積極的に推進します。

(3) 安全・安心のまちづくりの推進

こどもや子育て家庭だけではなく、誰もが安全・安心に暮らせるまちを目指し、防犯対策や交通安全対策を強化します。

取組	内容
防犯体制の充実	防犯協会、関係機関との連携による防犯活動・啓発活動の実施、防犯灯・街路灯の管理及び整備を行い、安全なまちづくりを推進します。
交通安全教育の充実	学校・幼稚園・保育所等での交通安全教育の実施等、年齢層に応じた交通安全教育を推進します。
道路交通環境の整備	年齢等に関わらず、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化された道路交通環境の整備に努めます。また、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を推進します。
交通安全施設等の整備	時津町通学路交通安全プログラムによる道路点検や道路パトロールのほか、日常点検も含めて、関係機関と連携を図りながら交通安全施設（ガードレール、カーブミラー、路側帯のカラー化等）の整備及び維持補修に努めます。

基本目標3 配慮の必要な子どもや家庭への支援の充実

(1) 障害など、特別な支援が必要な子どもの支援

発達障害等の早期発見、早期支援のために、時津町こども家庭センター、時津町児童発達支援センター（ひまわりの園）、保育所・幼稚園、町内小中学校等の関係機関が連携し、支援の必要な子ども一人一人の特性を共有し、切れ目のない支援を行います。

取組	内容
児童発達支援	障害のある未就学児を対象に、特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	障害のある小中高校生を対象に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、障害のある児童の自立を促進します。
保育所等訪問支援	障害のある児童が在籍する保育所・幼稚園・小中学校等に、専門職員が訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問施設の職員に対して支援方法等の指導や助言を行います。
障害児相談支援事業	発達支援の必要な児童について、児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた児童支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。
日中一時支援	家族の就労支援や休息、放課後の居場所の提供等を目的として、日中の一時的預かりを行います。
発達障害のある子どもを支援する体制の整備	乳幼児健診及び乳幼児相談後に、心理相談、お遊び教室等のフォローを行い、必要に応じて時津町児童発達支援センターひまわりの園等を紹介し、必要な療育等支援を行います。
特別児童扶養手当 障害児福祉手当	比較的障害の程度が重い20歳未満の子どもを在宅で養育している保護者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。
未熟児養育医療	出生体重が2,000g以下等で、身体の発育が未熟なまま出生し、医師の判断で入院治療が必要とされた新生児を対象に医療給付を行います。
地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進	保育所等訪問支援等の活用を通して、保育所や幼稚園・認定こども園、学校や学童保育所などの育ちの場において、関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進します。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親が抱える課題は、就業から生活、子育て等多岐にわたっています。相談の内容から課題を的確に把握し、関係機関と連携しながら、ひとり親家庭が地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

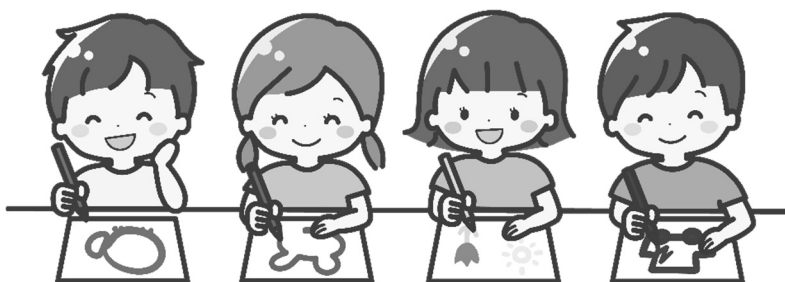
取組	内容
ひとり親家庭福祉医療	ひとり親家庭の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。
児童扶養手当	離婚等によるひとり親の家庭、父又は母が重度障害者の家庭で18歳以下の児童等を扶養する者に対して手当を支給します。
要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由によって就学困難な小中学生に対して、学用品費や給食費等の援助を行います。
母子父子自立支援プログラム策定事業（県事業）	個々の状況に応じた「支援プログラム」を策定し、きめ細やかな支援を行います。
高等職業訓練促進給付金等事業（県事業）	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的とし1年以上養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。
自立支援教育訓練給付金事業（県事業）	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するための就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の助成を行います。
高卒程度認定試験合格支援給付金（県事業）	ひとり親家庭の保護者又はこどもが高卒程度認定試験のための講座を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支援します。
県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさきの活用	ひとり親家庭の日々の暮らしや子育て、就労、養育費、離婚等についての相談、支援を行います。
養育費確保支援事業（県事業）	県では、養育費の取り決めを行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保障契約を締結する際に必要な経費を補助します。

(3) こどもの虐待防止と貧困対策の推進

こどもの虐待が疑われる家庭の早期発見に努め、継続的な支援や児童相談所をはじめとする関係機関との連携及び協働を推進します。

また、こどもの生まれ育った家庭環境によって、こどもの成長や自己形成に必要な経験や学びの機会に格差が生じることなく、こどもたちが夢や希望を持って成長することができるよう、こどもの貧困対策を推進します。

取組	内容
児童虐待防止などこどもの人権に関する啓発活動	児童虐待防止のパンフレット配布やポスターの掲示、広報紙への掲載、人権パレードの実施等、様々な機会を活用して啓発活動を行います。
こども家庭センターの体制整備	令和6年4月に設置した「時津町こども家庭センター」について、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行い、必要な支援を行うため、各小学校区に設置している「子育て支援センター」と連携を図るとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整備し、充実を図ります。
児童虐待の早期発見・早期対応	時津町こども家庭センターでは、児童虐待が疑われる家庭の早期発見に努め、児童相談所等の関係機関と連携を強化し、早期対応を図ります。
児童に関する相談体制の充実	こども家庭センターや子育て支援センター等において、こどもに関する相談や保護者の子育てに関する悩みや不安等の相談を受け、必要時には専門機関へつなぎます。 また、公認心理師による個別相談を実施し、こどもや保護者の心身のケアや負担軽減を図ります。
こどもの貧困対策のための広報周知活動	「時津町子育て支援ガイドブック」や「NAGASAKI 子どもの夢応援ガイドブック」等を使用して各制度の周知を行います。
こどもの貧困対策推進の体制整備	県及び関係団体とこどもの貧困についての情報を共有するとともに、住民から相談があった場合に適切な支援につなぐための体制を構築していきます。
学びのセーフティネットの整備	こどもたちが未来に夢や希望を持ち、安心して教育を受けることができるよう、就学援助や奨学金貸与等の学びのセーフティネットの整備を図ります。
こども食堂の拡充	こども食堂を実施する事業所や住民ボランティアの活動に際し、実施場所や回数の確保などを支援します。
フードバンク活動の拡充	経済的に困窮しているこどもやひとり親家庭等にフードバンク等による食料品の支給を行う地域の体制づくりを支援します。
ヤングケアラーへの支援	小・中学校等の関係機関と情報共有し、対象者を把握、必要な支援等を協議・提案します。



第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく、基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実績に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町では、教育・保育提供各施設の利用状況、町内の各施設への距離及び移動手段をみると、町内全体が1つの生活圏域となっています。

今後、地域型保育事業のニーズが高まる地域が予想される一方で、人口減少によって教育・保育ニーズが減少する地域も想定されるため、町内全体で柔軟に需給調整を行うことが必要になると考えられることから、町内全体を1区域として設定します。

2 町内の主な教育・保育施設等

未就学児童を対象とした施設としては、認可保育所が8か所、小規模保育事業施設が1か所、認定こども園が2か所、幼稚園が2か所あります。

また、子育て家庭に対する育児不安などについての相談や助言、さまざまな活動を通じた親子のふれあいを支援する子育て支援センターが5か所設置されているとともに、役場には幼稚園、保育所の情報提供及び申込みの相談に対応する「保育コンシェルジュ」が配置されています。

小学校は4校、中学校は2校あり、仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後の遊び場と生活の場を提供する学童保育所は6か所あります。

【町内の認可保育所・小規模保育事業施設・認定こども園・幼稚園】

施設区分		施設名
認可保育所	私立	時津北保育園
		時津ゆり保育園
		時津東保育園
		時津中央保育園
		時津野田保育園
		自由の森保育園
		月読保育園
	公立	町立時津保育所

施設区分		施設名
小規模保育事業施設	私立	ぶどうのおうち
認定こども園	私立	鳴鼓幼稚園
		こばとこども園
幼稚園	私立	時津幼稚園
		ひらき幼稚園

【町内の子育て支援センター】

施設名
時津町子育て支援センター（こばとの家）
北子育て支援センター（北児童館）
なづみ子育て支援センター（なづみ児童館）
中央子育て支援センター（中央児童館）
東子育て支援センター（東児童館）

【町内の学童保育所】

施設名	実施主体
ちびっこはうす	浜田学童保育会
つくしんぼうクラブ	一般社団法人つくしんぼうクラブ
わんぱくハウス	一般社団法人にじいろの会
なづみ学童クラブ	なづみ学童保育会
こばとくらぶ	社会福祉法人時津こばと福祉会
月読学童クラブ	社会福祉法人星穂乃会

【町内の小学校・中学校】

	学校名	通学区域
小学校	時津小学校	元村郷、野田郷、浦郷
	時津北小学校	子々川郷、日並郷
	時津東小学校	浜田郷、西時津郷
	鳴鼓小学校	久留里郷、左底郷
中学校	時津中学校	元村郷、野田郷、浦郷、浜田郷、西時津郷
	鳴北中学校	子々川郷、日並郷、久留里郷、左底郷

3 幼児期における教育・保育

(1) 事業の概要

専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭は、「1号認定（教育標準時間認定）、認定こども園及び幼稚園」に分類されます。

保育の必要性の認定を受け得る家庭は、年齢に応じて「2号認定（保育短時間認定・保育標準時間認定）、認定こども園・保育所」、あるいは「3号認定（保育短時間認定・保育標準時間認定）、認定こども園・保育所、小規模保育施設」に分類されます。

【1号認定・2号認定・3号認定の区分】

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となるこども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前のこども(2号認定を除く)	認定こども園 幼稚園
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、保育を必要とするこども	認定こども園 保育所
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、保育を必要とするこども	認定こども園 保育所 小規模保育施設

(2) 本町の現状

令和6年5月1日時点の本町の利用者数及び定員に対する充足率は次のとおりです。第2期計画策定時の充足率と比較して、1号認定（3～5歳の幼稚園及び認定こども園の利用者）は減少し、2号認定（3～5歳の認可保育所及び認定こども園の利用者）が増加しており、3～5歳の保育のニーズが高まっています。

認定区分	定員(人)	利用者数(人)	充足率(%)	第2期計画策定時の充足率(%)
1号認定	360	205	56.9	84.3
2号認定	386	415	107.5	98.7
3号認定	317	314	99.1	107.7

(3) 年度ごとの量の見込みと確保の方策

未就学児童を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」算出等の考え方」から算出されたニーズ量（量の見込み）に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算した結果が、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは補正を行っています。

1) 令和7年度（2025年度）

（単位：人）

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み		195	71	440	40	154	161
		266					
確保の方策	教育・ 保育施設	認定こども園	108	62	9	15	24
		保育所	-	337	54	98	112
		幼稚園	60	-	-	-	-
	事業 地域型保育	小規模保育事業	-	-	4	4	4
		家庭的保育事業	-	-	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	-	-	0	0	0
		事業所内保育事業	-	-	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	8	2	5	4
		認可外保育事業	-	0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0	0
地域型保育事業		-	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	
確保の方策の合計		368	407	69	122	144	
過不足 -		102	-33	29	-32	-17	

2号認定における教育利用（教育のニーズが高い場合）は1号認定に含めて整理。

第5章 事業計画

2) 令和8年度(2026年度)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定			
				教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳	
量の見込み			195	70	440	40	168	149	
			265						
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	108		62	9	15	24	
		保育所	-		339	58	100	114	
		幼稚園	60		-	-	-	-	
	事業	地域型保育	小規模保育事業	-		-	4	4	4
			家庭的保育事業	-		-	0	0	0
			居宅訪問型保育事業	-		-	0	0	0
			事業所内保育事業	-		-	0	0	0
	その他		新制度に移行しない幼稚園	200		-	-	-	-
			企業主導型保育事業	-		8	2	5	4
			認可外保育事業	-		0	0	0	0
	町外		教育・保育施設	0		0	0	0	0
			地域型保育事業	-		0	0	0	0
			その他	0		0	0	0	0
確保の方策の合計			368		409	73	124	146	
過不足 -			103		-31	33	-44	3	

3) 令和9年度(2027年度)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定			
				教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳	
量の見込み			182	66	412	40	166	161	
			248						
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	108		62	9	15	24	
		保育所	-		339	58	100	114	
		幼稚園	60		-	-	-	-	
	事業	地域型保育	小規模保育事業	-		-	4	4	4
			家庭的保育事業	-		-	0	0	0
			居宅訪問型保育事業	-		-	0	0	0
			事業所内保育事業	-		-	0	0	0
	その他		新制度に移行しない幼稚園	200		-	-	-	-
			企業主導型保育事業	-		8	2	5	4
			認可外保育事業	-		0	0	0	0
	町外		教育・保育施設	0		0	0	0	0
			地域型保育事業	-		0	0	0	0
			その他	0		0	0	0	0
確保の方策の合計			368		409	73	124	146	
過不足 -			120		-3	33	-42	-15	

4) 令和10年度(2028年度)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み		181	64	410	39	166	160
		245					
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	108	62	9	15	24
		保育所	-	339	58	100	114
		幼稚園	60	-	-	-	-
	事業 地域型保育	小規模保育事業	-	-	4	4	4
		家庭的保育事業	-	-	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	-	-	0	0	0
		事業所内保育事業	-	-	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	8	2	5	4
		認可外保育事業	-	0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	-	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	
確保の方策の合計		368	409	73	124	146	
過不足 -		123	-1	34	-42	-14	

5) 令和11年度(2029年度)

(単位:人)

認定区分		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み		175	65	396	39	166	160
		240					
確保の方策	保育施設・教育	認定こども園	108	62	9	15	24
		保育所	-	339	58	100	114
		幼稚園	60	-	-	-	-
	事業 地域型保育	小規模保育事業	-	-	4	4	4
		家庭的保育事業	-	-	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	-	-	0	0	0
		事業所内保育事業	-	-	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200	-	-	-	-
		企業主導型保育事業	-	8	2	5	4
		認可外保育事業	-	0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	-	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	
確保の方策の合計		368	409	73	124	146	
過不足 -		128	13	34	-42	-14	

(4) 方針

- ① 教育利用は、確保の方策により、見込量の体制を確保します。
- ② 3号の0歳児は、ニーズ調査から量の見込みが高くなりますが、育児休業制度の利用により、実際の利用は少なくなる可能性があります。確保の方策により、見込量の確保に努めます。
- ③ 保育利用は、2号認定(3～5歳児)の見込み、3号の1歳児、2歳児の見込みに対して確保の方策が不足するため、今後、定員管理を適切に行い、保育利用の受け皿の確保に努めます。



4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

1) 事業の概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。

利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携や協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、利用者支援のみを実施する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として一体的支援を行う「こども家庭センター型」の3つの類型があります。

2) 本町の現状

福祉課窓口において特定型の支援を行っており、子育てに関する相談を専門的に受ける利用者支援専門員（保育コンシェルジュ）を2名配置し、幼稚園や保育所の利用、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者のニーズに基づいた情報の提供、相談等を実施しています。

保健センター等においてこども家庭センター型の支援を行っており、保健師や助産師を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みに対し、専門的な助言、相談支援を実施しています。

また、社会福祉士や家庭相談員を配置し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた相談支援を実施しています。

令和6年度からは、子育て支援センター（北児童館・中央児童館）の2か所で基本型の支援を行っており、資格を持った専門相談員が、妊娠中や子育て家庭の悩みや困りごとの相談を受け、家庭のニーズに応じて様々な支援サービスや関係機関と連携しながら継続的な支援を実施しています。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所 数(か所)	基本型	0	0	0	0	2
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

※表中「こども家庭センター型」は令和2年度から令和5年度まで「母子保健型」

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

基本型

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (か所)	基本型	2	2	2	2	2
確保の方策 (か所)	基本型	2	2	2	2	2

特定型

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (か所)	特定型	1	1	1	1	1
確保の方策 (か所)	特定型	1	1	1	1	1

こども家庭センター型

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (か所)	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保の方策 (か所)	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

4) 方針

妊娠・出産期から、子育て中の保護者を対象に、子育てに関する様々な情報の提供や相談に応じ、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援します。また、相談支援を行う人材の育成、スキルアップに努め、相談支援体制の充実に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

1) 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供及び助言その他の支援を行う事業です。

2) 本町の現状

「時津町子育て支援センター（こぼとの家）」で実施しています。また、町内4か所の児童館（北、なづみ、中央、東）に「時津町子育て支援センター（児童館）」を設置しています。保護者同士の交流、子育てに関する相談、こどもの安全な遊び場の確保を実施しています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用回数（人回/年）	16,811	20,778	20,923	25,828	25,702
実施か所数（か所）	5	5	5	5	5

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	延べ利用回数 (人回/年)	27,968	27,637	26,821	26,702	26,172
確保の方策	実施か所数 (か所)	5	5	5	5	5

4) 方針

各小学校区に設置している「子育て支援センター」と「こども家庭センター」の連携強化を図るとともに、各専門職による子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整え、互いに情報共有を図り、きめ細やかな支援を行います。

(3) 妊婦健康診査

1) 事業の概要

母子保健法第13条に基づき、本町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

2) 本町の現状

妊娠届出時に、母子手帳と併せて妊婦健康診査受診票（14回分）を交付しています。また、産科医療機関からの検査結果を確認後、必要な場合には保健指導を実施しています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
受診票交付件数(件)	258	260	235	233	226
健診回数(回)	3,576	3,341	3,133	2,988	3,164

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	受診票交付件数(件)	231	231	231	231	229
	健診回数(回)	3,234	3,234	3,234	3,234	3,206
確保の方策	受診票交付件数(件)	231	231	231	231	229
	健診回数(回)	3,234	3,234	3,234	3,234	3,206

4) 方針

妊婦健康診査受診票（14回分）を交付し、受診を奨励し、妊娠期における母子の健康保持の推進を図ります。また、必要時には医療機関と連携を図り、妊婦の支援に努めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

1) 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

2) 本町の現状

「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭に母子保健推進員等が訪問し、育児支援情報の提供や育児の悩みに対応しています。乳児のいる家庭が孤立することなく安心して子育てができるように全戸訪問に努めています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問件数(件)	210	230	230	181	220

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	訪問件数(件)	200	199	199	199	197
確保の方策	訪問件数(件)	200	199	199	199	197

4) 方針

母子保健推進員等が訪問し、育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行います。支援が必要な場合には保健師等が訪問し養育支援訪問事業へつなげます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1) 事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

2) 本町の現状

妊娠時・出産直後等で精神的に不安定な場合や育児不安のある家庭に助産師等を派遣し、育児相談を実施しています。また、産科医療機関等からハイリスク妊産婦の情報提供を受けた場合は、退院後に専門職（助産師等）による育児支援を実施しています。令和5年度に助産師が2人体制となり訪問件数が増加しています。

児童虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関の相互理解を深めるとともに、専門知識や対応技術の向上を図っています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問件数(件)	362	361	370	599	700
要保護児童対策地域協議会開催回数(回)	1	1	1	1	1
ケース検討会議(回)	11	15	11	9	20

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	訪問件数(件)	651	648	648	648	643
確保の方策	訪問件数(件)	651	648	648	648	643

4) 方針

特に支援が必要な家庭を把握し、助産師等を派遣し、相談・助言等を行い、関係機関と連携を図りながら継続的な支援に取り組みます。また、要保護児童対策地域協議会において、講義や虐待防止についての現状と取組について報告・意見交換を行い、支援者の児童虐待や保護者支援に関する理解を深め、対応力向上を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

1) 事業の概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

2) 本町の現状

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）いずれも、長崎市内の「マリア園」、「明星園」、「浦上養育院」と大村市内の「光と緑の園乳児院」の4か所に委託して実施しています。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用 人数 (人日/年)	短期入所生活 援助事業	6	26	31	36	63
	夜間養護等事 業	0	0	0	0	0

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	70	69	67	67	66
確保の 方策	延べ (人日 /年)利用 人数	70	70	70	70	70
	短期入所 生活援助 事業	70	70	70	70	70
	夜間養護 等事業	7	7	7	7	7

4) 方針

事業の周知を図り、緊急時の利用を促進するとともに、児童虐待の予防に向けた利用にも対応します。また、世帯の所得状況等に応じて利用料を補助し、利用者の負担軽減に努めます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

1) 事業の概要

「子育てを応援してほしい人(利用会員)」と「子育てを応援したい人(協力会員)」が会員となり一時的な子育てを助け合う、相互援助活動に関する連携・調整を行う事業です。

2) 本町の現状

時津町社会福祉協議会に委託し実施しています。広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、事業の周知、利用会員・協力会員の確保を行っています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)	133	107	114	154	125

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	167	165	160	159	156
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	167	167	167	167	167

4) 方針

相互援助活動がスムーズに実施できるよう、協力会員、両方会員（利用会員かつ協力会員）の確保のために周知を図るとともに、利便性の向上に向けて、近隣市町間での相互利用、地域子育て支援拠点（子育て支援センター）との連携、ひとり親家庭への利用支援を促進します。また、補助事業を活用し、受託者である社会福祉協議会への継続的な支援を行い、事業の充実を図ります。

(8) 一時預かり事業

1) 事業の概要

一時預かり事業（一般型）は、保護者が仕事の都合や通院、冠婚葬祭、子育て負担の軽減（レスパイト利用）等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となったときに、主として昼間、認可保育所等で一時的にこどもを預かり、保育を行う事業です。

一時預かり事業（幼稚園型）は、幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に、保護者の希望により、預かり保育を行う事業です。

2) 本町の現状

一時預かり事業（一般型）を町内1か所の認可保育所で実施しています。

一時預かり事業（幼稚園型）を2か所の幼稚園（新制度未移行幼稚園を含む）と1か所の認定こども園で実施しています

【第2期計画の実績】

一時預かり事業（一般型）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)	133	55	50	17	9
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

一時預かり事業（幼稚園型）

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)	10,680	8,716	5,933	7,874	9,094
実施か所数(か所)	3	3	3	3	3

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

一時預かり事業（一般型）

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	68	67	65	65	64
	延べ利用人数 (人日/年)	100	100	100	100	100
確保の 方策	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1

一時預かり事業（幼稚園型）

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	9,668	9,553	9,271	9,230	9,047
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3

4) 方針

子育て家庭の負担軽減とリフレッシュを図るため、引き続き、実施体制の確保に努めます。

(9) 延長保育事業

1) 事業の概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

2) 本町の現状

町内のすべての認可保育施設（保育所9か所、小規模保育事業施設1か所、認定こども園1か所）において実施しています。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数（人日/年）		11,321	9,956	8,771	10,186	10,200
実施か所数（か所）		11	11	11	11	11

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	11,030	10,899	10,578	10,531	10,322
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	実施か所数 (か所)	11	11	11	11	11

4) 方針

今後も引き続き、すべての認可保育施設での実施に努めます。

(10) 病児保育事業

1) 事業の概要

病氣中又は病氣回復期であり、保育所等で集団保育を受けることが困難な乳幼児を一時的に医療機関等に併設した専用スペース等において保育する事業です。

2) 本町の現状

長与町との共同事業による、長与町の「おひさまこどもクリニック」に併設する病児保育施設「ひなたぼっこ」に加えて、令和4年度から町内の「ひなみこどもクリニック」に併設する病児保育室「Hinamicco」において実施しています。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)		50	45	217	283	300
実施か 所数(か 所)	病児対応型	1	1	2	2	2
	病後児対応型	0	0	0	0	0

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	324	320	310	309	303	
	延べ利用人数 (人日/年)	450	450	450	450	450	
確保の 方策	実施か 所数 (か 所)	病児対応 型	2	2	2	2	2
		病後児対 応型	0	0	0	0	0

4) 方針

長与町との共同事業により、こどもの病気による突発的な保育ニーズに対応していきます。また、低所得世帯や生活保護世帯に対して利用者補助を行い、利用の利便性を図ります。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

1) 事業の概要

保護者が就労等の理由により、放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切に遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後、土曜日又は夏休み等の長期休暇中に実施します。

2) 本町の現状

公設民営4か所（ちびっこはうす、つくしんぼうクラブ、わんぱくハウス、なづみ学童クラブ）と民設民営2か所（こばとくらぶ、月読学童クラブ）で実施しています。

【第2期計画の実績】 (各年度：5月1日)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2023)
登録児童数(人)	262	275	308	307	315
1年生	94	112	112	113	108
2年生	82	81	102	91	105
3年生	49	51	54	69	59
4年生	25	26	28	26	37
5年生	8	3	7	7	6
6年生	4	2	5	1	0

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人)	321	316	308	305	300
1年生	117	115	112	111	109
2年生	100	99	96	95	93
3年生	61	60	59	58	57
4年生	33	32	31	31	31
5年生	7	7	7	7	7
6年生	3	3	3	3	3
確保の方策(人)	339	365	365	365	365

4) 方針

なづみ学童クラブについては、令和7年度に現在の場所から学校敷地グラウンド内に移設及び改築を行います。十分な広さと設備を備えた施設をつくることで、児童の安全性を確保するとともに、定員の拡充を行い、本町の待機児童の改善を図ります。また、適切な事業の運営体制が整備されるよう運営者へ必要な情報を提供し、特別な配慮を必要とする児童への適切な対応を行うため、支援員の確保及び研修等の充実に努めます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

1) 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園及び保育所に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育及び保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に関する費用等を助成する事業です。

2) 本町の現状

保護者が支払うべき副食材料費及び日用品、文房具購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等（実費徴収額）の一部を助成しています。

3) 方針

今後も、実費徴収額について、低所得世帯へ支援を継続していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1) 事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

2) 方針

事業者からの申請に基づき、必要時には事業を連携していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

1) 事業の概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

2) 方針

現在、実施に向けて検討しています。支援が必要な家庭等の把握に努め、対象となる世帯に訪問できるよう訪問支援員の育成・確保等、体制の整備に努めます。

(15) 児童育成支援拠点事業

1) 事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

2) 方針

本町では、現在のところ実施の予定はありませんが、対象となる児童の状況の把握等、居場所の開設に関する情報収集に努めます。

(16) 親子関係形成支援事業

1) 事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

2) 方針

本町では、現在のところ実施の予定はありませんが、利用者ニーズやペアレントトレーニングを実施している団体等の情報収集に努めます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

1) 事業の概要

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談（伴走型相談支援）等を行う事業です。

2) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量 の 見 込 み	妊婦等包括相談 支援事業	妊娠届出数 (件)	231	231	231	231	229
		1組当たり面談 回数(回)	3	3	3	3	3
		面談実施合計 回数(回)	693	693	693	693	687
確 保 の 方 策	妊婦等包括相談 支援事業	こども家庭セン ターにおける面 談実施合計回数 (回)	693	693	693	693	687

※1組当たり面談回数のうち1回はアンケートを実施し、希望者に対して面談実施

3) 方針

事業の円滑な推進に向けて、関係者間の連携及び情報共有に努めます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

1) 事業の概要

保育所等を利用していない満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供します。

2) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0 歳 児	量 の 見 込 み	延べ利用人数 (人日/年)	-	6	6	6	6
	確 保 の 方 策	延べ利用人数 (人日/年)	-	6	6	6	6
1 歳 児	量 の 見 込 み	延べ利用人数 (人日/年)	-	4	4	4	4
	確 保 の 方 策	延べ利用人数 (人日/年)	-	4	4	4	4
2 歳 児	量 の 見 込 み	延べ利用人数 (人日/年)	-	4	5	5	5
	確 保 の 方 策	延べ利用人数 (人日/年)	-	4	5	5	5

第5章 事業計画

3) 方針

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握とともに、実施に向けた体制整備に努めます。

(19) 産後ケア事業

1) 事業の概要

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用 人数 (件)	ショートステイ	-	0	6	10	27
	デイケア	-	0	0	39	414

2) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	延べ利用人数 (人日/年)	444	444	444	444	444
確保の方策	延べ利用人数 (人日/年)	444	444	444	444	444

3) 方針

利用対象者や利用回数の拡大、利用料金の軽減等の事業の拡充を図り、利用しやすい体制の整備に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 進行管理・評価

時津町子ども・子育て会議において、本計画に基づく事業や取組の実施状況、教育・保育施設・地域型保育事業の認可等の状況や実績について、点検・評価を行い、PDCAサイクル（計画立案（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、Action（改善））により、事業の着実な推進に努めます。

また、計画の中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等は町のホームページ等で公表します。

2 関係機関等との連携

こども・子育て支援をより効果的に推進するためには、庁内の保健、医療、教育等の関係各課や、児童相談所、保健所、教育機関、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、家庭や地域、こども・子育て支援に関して主体的に取り組んでいる住民団体、ボランティア、学校、社会福祉協議会、民生委員児童委員、企業等との連携や協働のもとに取り組むことが必要です。

また、広域利用の観点からも近隣市町等と情報共有に努め、連携を図ります。

さらに、ひとり親家庭等の自立支援や障害のあるこども等の特別な支援が必要なこどもに関する施策については、県が実施する施策との連携を図ります。

3 国・県との連携

ひとり親家庭の自立支援、障害のあるこどもや要保護児童への対応などで、専門的な支援を必要とする場合については、県や近隣市町等との連携・調整を図ります。

また、こども・子育て支援の充実に向けて、住民の意見やニーズを把握し、保健、医療、福祉等の施策や制度等に関して、国や県に対して積極的に提言や要望を行っていきます。

資料編

1 計画策定組織

(1) 時津町子ども・子育て会議

時津町子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、時津町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 地域住民組織等の代表者
- (2) 福祉・保健・教育関係機関又は団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 現に子育てに携わっている者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 事業主代表
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員(関係行政機関の職員のうちから任命される者を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係機関の職員のうちから任命される委員の任期は、その職にある間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長が必要と認めるとき、又は会議の決定があったときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以降、最初に任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和49年条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 時津町子ども・子育て会議委員名簿

番号	氏名	団体名・役職
1	浦川 裕水	時津町社会福祉協議会 会長
2	清水 良治	時津町自治公民館連絡協議会 副会長
3	宮本 茂章	時津町青少年健全育成町民会議 副会長
4	嘉村 望	時津町保育会 時津こばと保育園 園長
5	渡部 英子	時津町民生委員児童委員 主任児童委員
6	山下 瞳	時津中央児童館 児童厚生員
7	田中 撰	西彼杵医師会 たなか小児科クリニック院長
8	村井 宏之	時津町校長会 時津東小学校長
9	別所 実穂子	時津町内幼稚園代表 時津幼稚園 園長
10	中村 之誠	時津町教育委員会 学校教育課 教育専門官
11	荒巻 勇氣	時津町PTA連合会 副会長
12	矢野 泰子	時津指導員会 わんぱくハウス 主任支援員
13	太田 希	長崎県西彼保健所 専門幹
14	末永 史子	西そのぎ商工会 女性部 部長

: 会長

(敬称略)

2 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和6年2月26日 ～ 令和6年3月18日	時津町のこども・子育てに関するアンケートの実施
令和6年3月28日	令和5年度 第1回時津町子ども・子育て会議 ・時津町のこども・子育てに関するアンケートの集計結果報告
令和6年12月6日	令和6年度 第1回時津町子ども・子育て会議 ・第3期時津町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和6年12月27日 ～ 令和7年1月15日	パブリックコメントの実施
令和7年2月26日	令和6年度 第2回時津町子ども・子育て会議 ・第3期時津町子ども・子育て支援事業計画案について

第3期時津町子ども・子育て支援事業計画

（時津町次世代育成支援対策推進地域行動計画

時津町子どもの貧困対策計画

時津町母子保健計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

発行日：令和7年3月

発行：時津町

編集：時津町 福祉部 福祉課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274-1

TEL 095-882-2211

FAX 095-881-2764